

イノベーション拠点税制
(イノベーションボックス税制)
ガイドライン素案

令和7年〇月

経済産業省

目次

目次	2
I. 制度の概要	4
1. 制度趣旨	4
2. 制度の概要	4
3. 用語の定義	6
II. 対象知的財産	9
1. 基本的な考え方	9
2. 対象となる特許権	9
3. 対象となる AI 関連のプログラムの著作物	9
4. 特許権・AI 関連のプログラムの著作物に共通する留意点	12
III. 対象となる知的財産由来の所得	13
1. 基本的な考え方	13
2. 適格ライセンス取引	14
3. 適格ライセンス取引の具体例（特許権の場合）	16
4. 適格ライセンス取引の具体例（AI 関連のプログラムの著作物の場合）	21
5. 適格譲渡取引	24
6. 適格譲渡取引の具体例（特許権の場合）	25
7. 適格譲渡取引の具体例（AI 関連のプログラムの著作物の場合）	27
IV. 自己創出比率	28
1. 基本的な考え方	28
2. 研究開発費の額（分母）の計算方法	29
3. 適格研究開発費の額（分子）の算出方法	31
4. 自己創出比率計算の具体例	33
5. 経過措置について	40
V. 経産省による証明書の交付手続きについて	41
1. 証明書の交付手続きの概要	41
2. 特許権に係る確認事項、提出書類及び保管書類	41
3. AI 関連のプログラムの著作物に係る確認事項、提出書類及び保管書類	42
4. 経済産業省における交付手続き及び税務申告の手続きフロー	42
VI. 参考様式	44
様式 1	44
様式 2	45
様式 3	47
様式 3 - 1	50
様式 4	51
様式 5	52
様式 6	53
様式記載例：モデルケース（エアバッグ、初年度）	54
様式 1	55
様式 2	56

様式 3	58
様式 3 - 1	60
様式 4	61
様式記載例：モデルケース（電機関係、初年度）	62
様式 1	65
様式 2	66
様式 3	68
様式 3 - 1	71
様式 4	72
様式記載例：モデルケース（電機関係、2年目）	73
様式 1	75
様式 2	76
様式 3	78
様式 3 - 1	80
様式 4	81
様式記載例：モデルケース（食品関係、初年度）	82
様式 1	84
様式 2	85
様式 3	87
様式 3 - 1	90
様式 4	91
VII. 関連法令	92
VIII. 問合せ先	93

I. 制度の概要

1. 制度趣旨

イノベーション拠点税制は、研究開発の成果である特許権等の知的財産から生じる所得に減税措置を適用するものであり、イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しすることを目的としています。

イノベーション拠点税制は、国際的にはパテントボックス税制やイノベーションボックス税制という名前で知られています。研究開発の成果から生み出された所得に減税措置を行い、研究開発とその成果の活用を活性化させることが制度の根本的な考え方であり、知的財産というメルクマールを活用することにより、知的財産から生じる所得に減税措置を適用するという仕組みを取ることにその特徴があります。

知的財産から生じる所得に減税措置を適用する際に課題になるのが、知的財産は国境を越えた取引が比較的容易に可能であり、多国籍企業が制度導入国に知的財産を移転させることでその知的財産から生じる税収も国際的に移転されるという点です。2000年代から欧州を中心に導入が進む中で、こうした税源を侵食しかねない性質に留意するべきという議論が国際的にされてきました。

こうした指摘を踏まえ、OECD BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトにおいて議論が進められ、2015年にその成果がBEPS Action 5として取りまとめられました。これは、「ネクサス・アプローチ」という方法で、上記のような税源浸食のおそれを回避するものです。「ネクサス」とは関連づけを指しており、企業で行われる研究開発と減税措置の対象となる所得を関連付け、適用の対象となる所得を生み出した知的財産に係る研究開発支出を納税者自身が行っていることを求めるものです。したがって、「国内で」「自ら」行った研究開発の範囲内で減税措置を付与することになり、他の企業から単に知的財産を買い取り、減税措置を受けるという行為を抑止することになります。

しかしながら、こうした「ネクサス・アプローチ」に従って対象となる所得と研究開発を追跡するには、実務的な管理を必要とします。本ガイドラインは、イノベーション拠点税制の実務を可能な限り明確にし、研究開発の成果を知的財産として戦略的に結実させた民間企業の実務家の皆様が同制度の税制措置を活用し、更に積極的なイノベーションに取り組むことを促すため、経済産業省が取りまとめ、公表するものです。

2. 制度の概要

本税制は、対象となる特許権やAI関連のソフトウェアに係るプログラムの著作物（以下、「AI関連のプログラムの著作物」という。）のライセンス取引（特許権やAI関連のプログラムの著作物に係る権利の設定その他他の者に使用させる行為を含む。）から生じる所得（以下、「ライセンス所得」という。）又は譲渡取引から生じる所得（以下、「譲渡所得」という。）のうち関連者（I. 3. (15) に詳述）及び外国法人との取引（ライセンス所得に限る。）を除いた所得に対して、主に国内で自ら行った研究開発の割合を乗じた金額の30%の所得控除を行うものです。対象となる法人等の概要は以下のとおりです（令和9年4月1日前に開始する事業年度については、一定の場合、対象所得の計算に関して経過措置が適用されます。IV. 5に詳述）。

(1) 対象となる法人

本税制の対象法人は法人税法における青色申告書を提出する法人とされているほか、特段の要件はありません。ただし、I. 2. (3)の対象となる知的財産から生じる所得を対象とした措置であることから、I. 2. (4)の対象となる知的財産由来の所得を得ている法人である必要があります。

(2) 対象事業年度及び措置内容

本税制の対象事業年度及び措置内容は以下のとおりです。

- ・ 対象事業年度：令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度
- ・ 措置内容：対象所得についてその事業年度において最大30%の損金算入（所得控除）

(3) 対象となる知的財産（II. に詳述）

本税制の対象となる知的財産は、I. 2. (1)の対象となる法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権又はAI関連のプログラムの著作物です。

(4) 対象となる知的財産由来の所得（III. に詳述）

本税制の対象となる所得は、I. 2. (3)の対象となる知的財産から得られた以下の所得です。

- ・ ライセンス所得のうち、関連者から得られたものを除いたもの
- ・ 譲渡所得のうち、関連者又は外国法人に譲渡して得られたものを除いたもの

なお、対象所得の計算に当たっては、III. に後述のとおり、対象となる知的財産のライセンス取引又は譲渡取引の収益から対応する費用等を減算することになります。

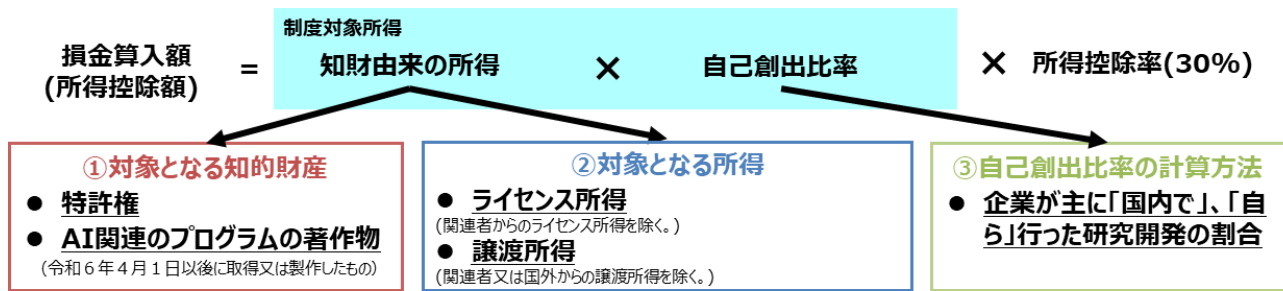
(5) 自己創出比率（IV. に詳述）

本税制は、企業が主に国内で自ら行った研究開発の割合（自己創出比率）に応じて、減税措置を行うこととしています。主に国内で自ら行った研究開発の割合とは、対象となる知的財産の取得又は製作をするために必要となった研究開発費のうち主に国内で自ら行った研究開発費の割合をいい、下記I. 2. (6)のとおり、制度対象所得の計算に当たっては、対象となる知的財産由来の所得に主に国内で自ら行った研究開発の割合を乗じることになります。

(6) 所得控除（損金算入）額の算定式の概要

上記I. 2. (2)～(5)を踏まえ、本税制の所得控除額（すなわち、損金算入される額）の計算方法について整理すると、以下の図のとおりです。なお、下図の所得控除額は、対象となる知的財産由来の所得に自己創出比率を乗じて得られた所得の合計額（制度対象所得）と、本税制の対象事業年度の全体の所得とを比較して、いずれか小さい方の額に所得控除率30%を乗じて計算します。

なお、通算法人が本税制を適用する場合において、制度対象所得と比較する対象事業年度の全体の所得は、通算グループ全体の通算前所得金額の合計額から通算前欠損金額の合計額を控除した金額から、通算グループ全体の控除未済欠損金額の合計額を控除した金額を当該通算法人の通算前所得金額の比で按分した金額となります。



※制度対象所得と対象事業年度の全体の所得を比較して、いずれか小さい方の額に所得控除率30%を乗じる。

図 1-1 所得控除額の算出方法

3. 用語の定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は、以下を参照してください。

(1) 法

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）（令和6年〇月〇日時点の条項で記載）

(2) 政令

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）（令和6年〇月〇日時点の条項で記載）

(3) 財務省令

租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）（令和6年〇月〇日時点の条項で記載）

(4) 産競法

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（令和6年〇月〇日時点の条項で記載）

(5) 対象知的財産（Ⅱ. に詳述）

本ガイドラインでは、本税制の対象となる知的財産として、法第59条の3第2項第2号に規定された「特定特許権等」を、「対象知的財産」と表現します。具体的には、次に掲げるもののうち我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるものであって、本税制の適用を受けようとする法人（以下、「申告法人」という。）が令和6年4月1日以後に取得又は製作をしたものをいいます。

・ 特許権

・ AI 関連のプログラムの著作物（官民データ活用推進基本法（平成28年12月14日法律第103号）第2条第2項に規定する人工知能関連技術を活用した著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの同項第1号に規定する著作物のことを指します。

(6) 適格ライセンス取引、適格ライセンス所得（Ⅲ. に詳述）

本ガイドラインでは、法第59条の3第1項に規定される対象知的財産の貸付け（対象知的財産に係る権利の設定その他他の者に対象知的財産を使用させる行為を含む。）であり、その対価がこの税制の対象となる取引のことを「適格ライセンス取引」と表現します。具体的には、関連者との取引を除く、対象知的財産の貸付けのうち、

・ 特許権の専用実施権又は通常実施権の付与

・ AI 関連のプログラムの著作物の使用許諾

など、対象知的財産に係る権利の設定等、他の者に対象知的財産を使用させる取引をいいます。
また、適格ライセンス取引から生じる所得を、「適格ライセンス所得」といいます。

(7) 適格譲渡取引、適格譲渡所得 (Ⅲ. に詳述)

本ガイドラインでは、法第59条の3第1項に規定される対象知的財産の譲渡のうち、その対価がこの税制の対象となる取引のことを「適格譲渡取引」と表現します。具体的には、関連者との取引及び外国法人との取引を除く、対象知的財産の譲渡の取引をいいます。

適格譲渡取引から生じる所得を、「適格譲渡所得」といいます。

(8) 自己創出比率 (Ⅳ. に詳述)

申告法人が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合を本ガイドラインでは「自己創出比率」と表現します。具体的には、法第59条の3第1項第1号イ又はロの「(2)に掲げる金額のうち(3)に掲げる金額の占める割合」のことを指し、対象知的財産に係る「適格研究開発費の額」を、対象知的財産に係る「研究開発費の額」全体で除した割合を指します。

(9) 研究開発

法第59条の3第2項第3号に規定する研究開発をいいます。本税制における「研究開発」は、次に掲げる行為をいいます。

- ・ 新たな知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究 (以下、「研究」という。)
- ・ 新たな製品若しくは役務若しくは製品の新たな生産の方式についての計画若しくは設計又は既存の製品若しくは役務若しくは製品の既存の生産の方式を著しく改良するための計画若しくは設計として研究の成果その他の知識を具体化する行為 (以下、「開発」という。)

(10) 研究開発費の額

法第59条の3第2項第4号に規定する研究開発費の額をいいます。本税制における「研究開発費の額」とは、対象知的財産に直接関連する研究開発に必要なとなった研究開発費の総額をいいます。具体的には、以下の2つの金額を合計したものです。なお、研究開発を受託した場合等、他の者から研究開発に必要な金額を受け取った場合は、その受取額は「研究開発費の額」から控除する必要があります。

- ・ 研究開発に要した費用の額のうち研究開発費として損金経理をした金額
(ただし、資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額並びに負債の利子の額その他これに類するものとして政令で定める金額を除きます。)
- ・ 事業の用に供した資産につきその取得をするため及びその事業の用に供するために支出した金額のうち研究開発に関連する部分の金額として政令で定める金額

なお、経過措置が適用される場合の「研究開発費の額」は、対象知的財産に直接関連する研究開発費の額ではなく、申告法人全体の研究開発費の額となります (Ⅳ. 5. に詳述)。

(11) 適格研究開発費の額

法第59条の3第2項第5号に規定する適格研究開発費の額をいいます。本税制における「適格研究開発費の額」とは、主に国内で自ら行った研究開発に要した金額であり、上記Ⅰ. 2. (10)の研究開発費の額から、以下の3つの金額を除いて計算します。

- ・他の者からの適格特許権等（特許権又はAI関連のプログラムの著作物のうち、我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるもの。Ⅱ. 4. (4)参照）の借受け又は譲受けによって生じた研究開発費の額（借受けの場合、適格特許権等に該当する特許権に係る専用実施権の他の者による設定、仮専用実施権の他の者による設定又は他の者が申告法人に適格特許権等を独占的に使用させる行為が該当し、適格特許権等に該当する特許権に係る非独占的な通常実施権又は仮通常実施権の設定は含みません。また、他の取引と併せて適格特許権等の借受けや譲受けがされた場合であって、当該適格特許権等の借受けや譲受けに起因する対価の額と、他の取引に起因する対価の額が明らかにされていないときは、その借受けや譲受けの取引全体によって生じた研究開発費の額を除くこととなります）。
- ・関連者（外国法人に限る。）に委託する研究開発（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定により委託する研究開発で、その委託に基づき行われる業務が研究開発に該当するものに限る。）に係る研究開発費の額として政令で定めるもの。
- ・国外事業所等（いわゆるPE（Permanent Establishment）として認識されたもの）を通じて行う事業に係る研究開発費の額。

※第三者に研究開発の一部を委託する場合、委託に要した研究開発費は適格研究開発費の額に含まれます。この取扱いは、第三者が国内外いずれに所在しているかによって変わりません。

なお、経過措置が適用される場合の「適格研究開発費の額」は、対象知的財産に直接関連する適格研究開発費の額ではなく、申告法人全体の適格研究開発費の額となります（Ⅳ. 5. に詳述）。

（12）制度対象所得（Ⅲ. に詳述）

本ガイドラインでは、適格ライセンス所得又は適格譲渡所得に自己創出比率を乗じて得られた所得の合計額を「制度対象所得」と表現します。この制度対象所得と対象事業年度の全体の所得とを比較して、いずれか小さい方の額に所得控除率を乗じて得られた額が損金算入されることとなります。

（13）関連者

法第59条の3第2項第1号に規定する関連者をいいます。本税制においては、以下の特殊な関係がある者を「関連者」といいます。

- ・税制の対象となる法人が発行済株式又は出資（以下、「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額を直接又は間接に保有する場合か、逆に税制の対象となる法人が発行済株式等の百分の五十以上を直接又は間接に保有されている場合
- ・同一の者によって税制の対象となる法人と他の法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有される場合
- ・税制の対象となる法人が人的、資本的、又は取引関係から他の法人の事業方針の全部又は一部を実質的に決定できる又は決定されている場合 等

なお、この場合の持分の計算においては、自己の保有する自己の株式又は出資は計算に含みま

せん。

(14) 経済産業省による証明書の交付手続き（V. に詳述）

対象知的財産であること等を、産競法及び関連規定を根拠として、経済産業省が確認する手続きをいいます。

II. 対象知的財産

1. 基本的な考え方

本税制の対象の知的財産は、OECD の BEPS ルールも踏まえ、研究開発の成果である特許権又は AI 関連のプログラムの著作物としており、このうち、我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるもの（適格特許権等）であって、申告法人が令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作をしたものになります。

2. 対象となる特許権

(1) 登録先及び時期

特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に基づき特許庁に登録された特許権又は特許法と同等の海外の制度に基づき海外の政府機関に登録された特許権が対象になります。また、特許権のうち対象知的財産となるのは令和 6 年 4 月 1 日以後に取得されたものに限られますが、これは令和 6 年 4 月 1 日以後に特許法第 66 条第 1 項に定める設定の登録がされたもの又は外国におけるこれに相当するものと解されます（例えば、日本において令和 6 年 3 月 31 日以前に、ある特許が登録され令和 6 年 4 月 1 日以後に当該特許のファミリー特許が海外で登録された場合、海外で登録された当該ファミリー特許のみが本税制の対象となります）。

海外の政府機関に登録された特許権については、経済産業省の証明書の交付手続きに際して、登録先の国・地域名、登録番号、登録を示す証書の写しとともにその日本語訳を作成・保存し、求めに応じて提出できるようにしてください。

(2) 申告法人の要件

申告法人は本税制の対象となる特許権を有している又は適格譲渡取引前まで有していた必要があります。また、申告法人が特許権の権利者に、申告法人の従業員等が出願時点で発明者になっている必要があります。共同開発の場合については、II. 4. (1) を参照ください。また、大学等の研究機関で研究を行っていた者が起業した場合、当該者が有する知的財産を本税制においてどのように取り扱うのかについては、II. 4. (2) を参照ください。

対象知的財産になるためには、申告法人が研究開発を主に国内で自ら行い、研究開発費を支出して創出した特許権であることが必要となります。すなわち、特許権の発明者が、申告法人に従業員等として属しており、当該特許権に直接関連する研究開発を申告法人の業務として実施していることが必要となります。このため、申告法人が別の企業に研究開発を委託し、委託先の当該別の企業がその研究開発のみで創出した特許権は対象外となります。

3. 対象となる AI 関連のプログラムの著作物

(1) AI 関連

本税制における「AI 関連」の定義は、官民データ活用推進基本法上の「人工知能関連技術」を活用したものになります。同法は、AI の持つ機能に着目し、「人工知能関連技術」を「人工的な

方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術」と定義しています。

その上で、本税制におけるAI 関連とされる技術は、以下の3 類型に大別されます。

① 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム

AI の開発等に必要となる GPU 等のハードウェア（AI の開発を主たる目的としていることが明らかなものに限る）の利用を効率化させる制御・基本機能を実現するプログラム（AI の開発に特化したハードウェア制御、仮想化、OS 等のプログラムを含む）。

② AI モデルによる機械学習アルゴリズムのプログラム

機械学習アルゴリズムを実現する研究開発活動によって製作されるプログラム。基盤モデルに加え、個別／特化モデルがこれに該当します。

③ AI モデルによる機械学習をサポートするプログラム（サポートツール）

機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させる研究開発活動によって製作されるプログラム。例えば、RAG 等の AI 共通支援機能が該当します。

また、機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係る研究開発活動によって製作されるプログラムや、他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラムも、サポートツールに含まれます。例えば、機械学習支援ツールや、学習データ支援ツールなど、主として AI の学習データのワークフローの効率化を実現するプログラムが対象となり、学習データの前処理工程（データクレンジング、クリーニング、データ変換（スケーリング、次元削減、エンコーディング、正規化、標準化など））および、学習データのアノテーション、ラベリング工程で使用されるプログラムが該当します。なお、クローラーやスクレイピングなどのデータ収集ツールは、AI 開発に限らず汎用的なデータ収集ツールとして作成されるものが多いため、主として AI 開発用途で提供されている旨が、公開情報等で明確に確認できる場合にのみ本税制の対象となります。

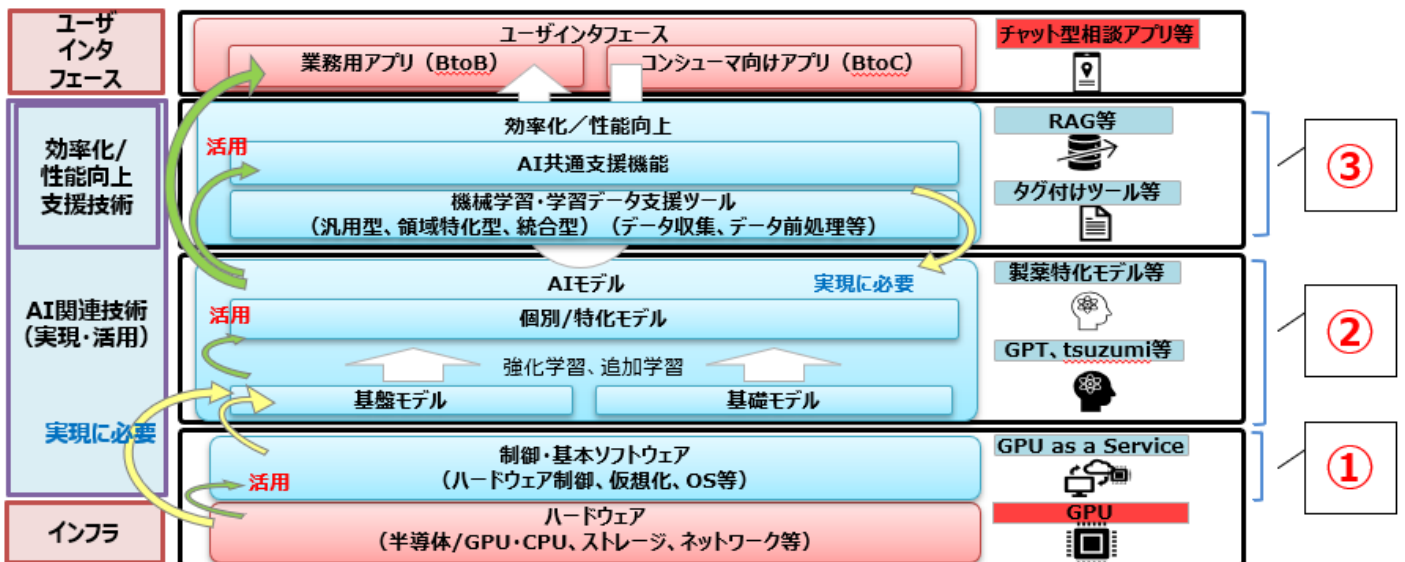


図 2-1 本税制の対象となる AI 関連のプログラム

自社で開発していない AI 関連の技術を他の者に使用させるために、ユーザインターフェース等に関するプログラムを開発又は改良した場合、そのプログラムは AI 関連には該当しません。

AI 関連であるか否かの判定は、経済産業省の証明書の交付手続きに際して、事前に専門的知見を有する第三者から AI 関連のプログラムに係る証明を受けることとなります。その際、当該第三者は、申告法人から申請のあった対象プログラムが AI 関連のプログラムの定義に規定される機能を発揮するものか、研究開発の内容が AI 関連の定義に該当する要素の創出につながっているか否かについて確認し、証明書を発行します。

ここで、専門的知見を有する第三者とは、申告法人とは独立して AI 関連のプログラムの内容の確認をすることができるものとして、AI 関連のプログラムに関係する業界団体である一般社団法人ソフトウェア協会が挙げられます。

業界団体へ提出する証跡は、一般公開資料（申告対象となる AI 関連のプログラムを含む製品のカタログ、パンフレット、リーフレット、Web サイト、スペック表等）の提示を基本とし、税制対象の AI 関連のプログラムが含まれていることを業界団体が確認しますが、機能配置・機能概要説明に相当する情報がこれら資料で十分に確認できない場合は、申告法人による自由記述により追加で示していただく想定です。

（２）製作の時期

AI 関連のプログラムの著作物のうち対象知的財産となるのは、令和 6 年 4 月 1 日以後に製作されたものに限定されますが、これは令和 6 年 4 月 1 日以後に製作が完了したプログラムである必要があります。したがって、経済産業省の証明書の交付手続きに際して、製作が完了した時期を示す証跡として、対象のプログラムの製作に係る研究開発計画書や実績報告書の提出を求める場合がありますので、関連する文書の保管をする必要があります。また、こうした証跡を、申告法人が契約している会計監査人の証明書や著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律に基づくプログラムの著作物の創作年月日の登録で代替することも可能です。

なお、税制対象の AI 関連のプログラムの著作物の製作完了時期が明確に確認できるものであれば、画面キャプチャのような証跡でも問題ありません。例えば、GitHub 等のリポジトリサービスでプログラム資産を管理している場合、税制申請対象となる AI 関連のプログラムの製作が完了したタイミングで記録されたコミットログとタイムスタンプの画面キャプチャ、およびそれと紐づく対象プログラム資材（公開用にパッケージされたビルド用アーカイブファイル等）が機能配置的に税制対象の AI 関連のプログラムの著作物であることを申告法人が適切に示すケースが考えられます。

（３）申告法人の要件

申告法人は本税制の対象となる AI 関連のプログラムの著作物に係る著作権を有している若しくは適格譲渡取引前まで有していた必要があります。なお、著作権法第 15 条第 2 項の規定により、法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に特段の定めがない限り、当該法人となることから、著作権も原則として当該法人に帰属することとなります。

対象知的財産になるためには、申告法人がプログラムの仕様の設計やプログラムの製造といった研究開発を主に国内で自ら行い、研究開発費を支出して製作した AI 関連のプログラムの著作物であることが必要となります。すなわち、当該 AI 関連のプログラムの著作物に直接関連する研究開発を申告法人の業務として実施していることが必要となります。このため、申告法人が別の企業に研究開発を委託し、委託先の当該別の企業の研究開発のみで製作した AI 関連のプログラムの著作物は対象外となります。

(4) 生成 AI を利用して製作されたプログラムの扱い

上記Ⅱ. 3. (1) のとおり、あるプログラムが「AI 関連」に該当するか否かは、プログラムの機能面や研究開発活動を第三者が確認し、証明することになります。このため、生成 AI を利用して製作されたプログラムについて、“生成 AI を用いた” という側面のみでは AI 関連のプログラムと認められません。また、生成 AI が自律的に生成することによって製作されたプログラムは著作物に該当しないと考えられていることから、そのようなプログラムは対象外となります。ただし、AI 関連のプログラムの一部を生成 AI の利用により製作したとしても、当該プログラムの全体の設計等を申告法人が行い、生成 AI によって製作された部分を除く部分について AI 関連のプログラムの著作物であることを満たす場合には、当該プログラムの著作物は本制度の対象となると考えられます。

(5) 既存のプログラムを改良し、新たに AI 関連のプログラムを製作した場合

既存のプログラムを改良することにより、新たに AI 関連のプログラムを製作した場合、当該 AI 関連のプログラムの著作物の製作された時期は次のとおりです。

著作権法第 2 条第 10 号の 2 は、「プログラム」を「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。」と定義しています。

本制度においては、既存のプログラムを改良し、新たに AI 関連のプログラムの著作物を製作した場合に、電子計算機を機能させて得る結果がこれまでと異なることとなり、これに対する指令を組み合わせたものとしての表現が変わると観念できるようであれば、改良後のプログラムを、新たな AI 関連のプログラムの著作物と捉え、本制度の対象とすることができると考えられます。ただし、本制度の対象財産となるには、改良後のプログラムが、AI 関連の定義に規定される機能を発揮するものであり、かつ、改良の中で行う研究開発が AI 関連の定義に該当する要素の創出につながる場合に限られます。

また、このような改良後の AI 関連のプログラムの著作物の製作された時期は、改良が完了した時点となります。なお、更新についても、改良と同様に考えます。

4. 特許権・AI 関連のプログラムの著作物に共通する留意点

(1) 共同で取得した対象知的財産の扱い

他の企業や大学等と共同で研究開発を行い、その成果として共同で特許権又は AI 関連のプログラムの著作物の取得又は製作をした場合であっても、申告法人が対象知的財産を有していると解されます。なお、AI 関連のプログラムの著作物について、共同研究開発において、AI 関連に該当する部分の開発を申告法人が行っていない場合（例えば、ユーザインターフェースの部分のみを申告法人が開発した場合）には、対象知的財産を有していると解されないことに留意が必要です。

なお、共同研究開発においては、契約書等において定められた持分比率に基づいて各社の収益が計算されていることが一般的ですが、こうした持分比率に基づき得られた申告法人の収益を元に、制度対象所得が計算されることとなります。

(2) 大学発スタートアップ等に係る知的財産の扱い

大学等の研究機関の研究者が起業する場合、その設立に先だって研究機関において当該研究者が研究開発し、対象知的財産を取得していることがあります。この場合、当該研究者が所属する法人である研究機関から当該研究者が設立したスタートアップに対象知的財産を移転したとき、当該スタートアップは研究開発行為に参加していないため、移転された対象知的財産による所得に対して減税措置の適用を受けることはできません。

他方、当該研究者が、スタートアップかつ研究機関に属する研究員であって、スタートアップにおける研究開発行為（スタートアップが研究開発費として費用計上している行為）により対象知的財産を取得した場合には、研究機関と共同での取得であったとしても、当該スタートアップはその対象知的財産による所得に対して減税措置の適用を受けることができます。

（３）企業の吸収合併等による組織再編で取得された知的財産の扱い

企業の吸収合併等による組織再編で対象知的財産を取得した場合は、自ら研究開発を行った場合に該当しないため、本制度の適用を受けることはできません。ただし、再編で取得した知的財産を用いて、新たに対象知的財産を創出した場合は本税制の対象となり得ます。

（４）国際競争力の強化に資するものに該当しない場合

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものは、我が国の国際競争力の強化に資するものに該当しないとされています。

Ⅲ. 対象となる知的財産由来の所得

1. 基本的な考え方

本税制の対象となる知的財産由来の所得は、OECDのBEPSルールも踏まえ、適格ライセンス所得又は適格譲渡所得となります。また、この対象となる知的財産由来の所得に、自己創出比率を乗じて得られた所得の合計額が制度対象所得になります。

対象知的財産と本税制の対象外となるノウハウ、サービス、データ等（以下、「ノウハウ等」という。）を合わせて取引した場合、法第59条の3第1項の規定により、原則として当該対象知的財産の対価の額が契約において明らかにされていなければ本税制の対象とはなりません。「契約において明らかにされている」とは、契約に係る書類（原契約書のほか、原契約書の内容の変更や追加について記載した「覚書」、「念書」、「規約」や「合意書」等の書類を含む。以下同じ。）において、対象知的財産ごとの対価の額、又は取引全体に占める対象知的財産の対価の割合（特許権A（対象）：●％、特許権B（対象外）：●％、商標権：●％、ノウハウ提供料：●％）、又は取引全体に占める対象知的財産群と対象外知的財産群の割合（対象知的財産：特許権A及びB ●％、対象外知的財産：特許権C及びD ●％、ノウハウ提供料：●％）が示されている場合等をいいます。なお、対象知的財産群の中に共同で取得した知的財産が含まれる場合等、知的財産ごとの対価の額又は割合が明らかでない、収益や対応する費用の計算を行うことができない場合には、当該知的財産ごとの対価の額又は割合が明らかになっている必要がある点に留意してください。

ただし、対象知的財産と併せてノウハウ等が提供される場合であっても、対象知的財産の使用にあたり、当該対象知的財産に関連するノウハウ等も併せて提供されないと当該対象知的財産の使用ができない又は本来の機能を発揮させることができない場合であっても、当該ノウハウ等が単体では価値を持たず取引の対象とならないと認められるときなど、当該ノウハウ等の提供が当該

対象知的財産と一体不可分なものとして取引される場合には、当該ノウハウ等の提供を含む取引の対価の額が対象知的財産の対価の額と判断されます。

ノウハウ等の提供が対象知的財産と一体不可分なものとして取引されているかは、具体的には、以下の要件をすべて満たすかどうかにより判定されます。

- ①契約に係る書類、交渉経緯等から、ノウハウ等の提供に係る対価の額が設定されていないことが明らかであること。
- ②取引実績として当該ノウハウ等が単体で取引されている契約がなく、今後も当該ノウハウ等が単体で取引されないこと。
- ③契約に係る書類、交渉経緯や特許クレームと当該ノウハウの内容等において、対象知的財産と当該ノウハウ等の関連性について説明がなされていること。

次項以降に、適格ライセンス取引及び適格譲渡取引として想定される契約形態や、適格ライセンス所得又は適格譲渡所得を計算する際に、収益として認められる項目や、それに対応する費用として減算する必要がある項目を示します。また、想定される事例について具体例を示して解説します。

2. 適格ライセンス取引

(1) 契約形態

対象知的財産に係る契約が適格ライセンス取引となるには、契約形態が特許権やAI関連のプログラムの著作物の使用許諾契約等であることが原則です。特許権の場合は、通常実施権又は専用実施権の設定であることが必要です。AI関連のプログラムの著作物の場合は、当該著作物に係る使用許諾が対象となります。

なお、役務提供契約等の場合、人的な役務提供を含めた包括的な役務の提供が主たるものとなることから、原則として対象外となる点に留意ください。

関連者へのライセンス取引は、本税制の対象となる適格ライセンス取引に該当しません。

また、使用許諾契約等の相手方が法人であるか個人であるかは問いません。

(2) 知的財産由来の所得を計算する際に算入される収益項目

知的財産由来の所得を計算する際に算入が認められる収益項目は、対象知的財産の使用料その他これに類する収益です。使用料には、創薬などにおいて、一定の開発成果が得られた際に支払われる、いわゆる「マイルストーン収入」も含まれます。ただし、役務提供料等を本税制における知的財産由来の所得に含めるためには、Ⅲ. 1. の当該対象知的財産と当該ノウハウ等との一体不可分性の要件を満たす必要があります。

また、共同で所有している特許権又はAI関連のプログラムの著作物から得られた使用料に係る収益やいわゆるマイルストーン収入については、いずれも契約に基づき、申告法人が受け取る収益を算入することとなります。

ソフトウェアを提供する際、Q&A対応、メンテナンス（AI関連のプログラムの著作物に係るバグ対応等）・アップデート（AI関連ではない機能の追加、UI/UX改善等の研究開発を伴わない改良）、サーバー利用料等の別の収益が、AI関連のプログラムの著作物の使用料とともに発生することが想定されますが、この場合においても、Q&A対応等に係る収益を知的財産由来の所得に含めるためには、上記同様、一体不可分性の要件を満たす必要があります。

(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要のある費用

知的財産由来の所得を計算する際には、対象知的財産の使用料に係る収益から、対応する費用項目を減算する必要があります。具体的には、以下に掲げる費用の減算が必要です。

- ・ ライセンス取引の契約に要した費用：為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険、弁護士費用（訴訟費用、鑑定費用、調査費用）、弁理士費用、契約締結時等事務作業の費用（契約書印刷・郵送費、ライセンサー・ライセンシー間の調整に係る人件費、電子契約時の事務手続きに係る人件費、契約締結した原紙やデータの保管及び処理に係る費用、ライセンス収益の入出金、管理等に係る人件費）
- ・ 対象知的財産の関連費用：知的財産の税務上の減価償却費、産業財産関係料金（特許出願又は審査に係る費用、特許登録又は維持に係る費用、その他関連して発生する弁護士費用）、対象知的財産の共同発明者への支払費用
- ・ ノウハウ等に係る費用：ライセンス取引に付随するノウハウ等の提供に係る人件費
- ・ AI 関連のプログラムの著作物の維持管理等費用：サーバーの利用費用、AI 関連のプログラムの著作物のメンテナンス費用（バグ対応等）、AI 関連のプログラムの著作物を使用するための顧客への Q&A 対応費用、アップデート費用（AI 関連ではない機能の追加、UI/UX 改善等の研究開発を伴わない改良）

なお、対象知的財産について複数の相手方との間でライセンス取引を行う場合においては、個々の取引ごとに対応する費用を減算すると、例えば特許権取得のための弁理士費用等は、ある対象知的財産に対して一度しか発生しない費用であるにもかかわらず、二重三重に減算してしまうことになり適切ではありません。そこで、当該取引に係る対象知的財産に対応する費用は、以下に例示する計算方法などを用いて、必要となる費用を計算し、当該対象知的財産から得られた収益から減算することになります。なお、費用の計算にあたっては、合理的な方法により計算されるものであれば、以下の方法に限定されるものではありません。

- (i) 対象知的財産の取得・維持に係る費用は知財単位で支払われるものであることから、適用対象年度において申請のあった取引のうち、当該対象知的財産の含まれている取引の数により費用を按分し、その按分した額を収益から減算。
- (ii) 特許権譲渡等取引に係る費用（弁護士等に支払う費用や取引に要する人件費等）は取引内容に応じた額が支払われるものであることから、取引全体の収益額のうち当該対象知的財産の収益額の占める割合を、特許権譲渡等取引に係る費用に乗じた額を収益額から減算。

また、ライセンス契約等の事務に要する人件費など本税制の対象となる知的財産に対応する費用の額の算出が困難なものについては、例えば、

- (i) 契約一件あたりに要する平均的な作業時間とそれに要する人員数を乗じた額
 - (ii) 契約書を扱う担当部署の一人当たりの平均報酬に契約作業に要した時間を乗じた額
- など一定の合理的な算出根拠を設定するなどの方法を用いて計上することが考えられます。

（４）合算及び繰越しの考え方

同一年度内に適格ライセンス取引及び適格譲渡取引を合わせて複数の取引が存在する場合は、対象となる知的財産由来の所得を計算するにあたって、これらの取引から得られた知的財産由来の所得を合算する必要があります。適格ライセンス取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合も、この合算に含める必要があり、本税制の適用を受けていない過年度（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）に発生した適格ライセンス取引による損失の合計額がある場

合は、その合計額を本税制の減税措置を受けようとする事業年度の各適格ライセンス取引及び各適格譲渡取引の所得に配分することとなります（過年度の損失に係る繰越期限はありません）。なお、適格ライセンス取引に該当しないライセンス取引の所得については合算の対象にはなりません。

特許権譲渡等取引AとBが対象となる場合

	取引A	取引B	知的財産由来の所得	
R9年度	$a_{R9} \blacktriangle 20$	$b_{R9} 40$	20	初適用事業年度
R10年度	$a_{R10} \blacktriangle 40$	$b_{R10} 30$	▲10	不適用事業年度
	$\blacktriangle 10 \times 5 / (5+20) = \blacktriangle 2$	$\blacktriangle 10 \times 20 / (5+20) = \blacktriangle 8$		
R11年度	$a_{R11} 5-2=3$	$b_{R11} 20-8=12$	15	適用事業年度
R12年度	$a_{R12} \blacktriangle 20$	$b_{R12} \blacktriangle 10$	▲30	不適用事業年度
	$\blacktriangle 30 \times 20 / (20+10) = \blacktriangle 20$	$\blacktriangle 30 \times 10 / (20+10) = \blacktriangle 10$		
R13年度	$a_{R13} 20-20=0$	$b_{R13} 10-10=0$	0	

図 3-1 複数対象取引における合算と損失繰越

3. 適格ライセンス取引の具体例（特許権の場合）

(1) 基本ケース

A社が、単一又は複数の特許権（いずれも対象知的財産）について、B社とライセンス契約（特許権の通常実施権の設定等を主目的とする契約。収益は、定額又は売上の一定割合のロイヤリティを設定）を締結する場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引による収益}) - (\text{対応する費用})$$

対応する費用

- 出願、審査、登録又は維持に要する費用
- 弁護士その他の専門家に支払う費用等



特許権a
特許権b
特許権c

ライセンス

収益



$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引による収益}) - (\text{対応する費用})$$

このケースが最も基本的な事例になります。この契約から得られた収益は、原則として対象となる知的財産由来の所得を計算する際に全て算入し、対応する費用を減算することによって得られた額が、対象となる知的財産由来の所得となります。

また、個別の特許権を取引する場合には、個々に対象となる知的財産由来の所得に自己創出比率を乗じる必要がありますが、複数の特許権をまとめて単一の適格ライセンス取引とする場合は、取引単位で計算することになります。

なお、対象知的財産群の中に共同で取得した知的財産が含まれる場合等、知的財産ごとの対価の額又は割合が明らかでないと、収益や対応する費用の計算を行うことができない場合には、当該知的財産ごとの対価の額又は割合が明らかになっている必要がある点に留意してください。

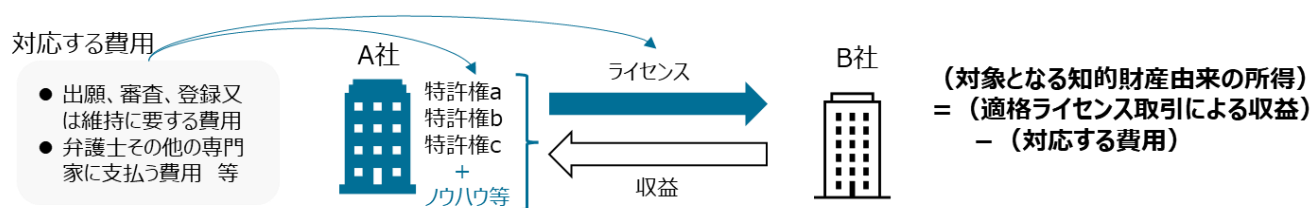
詳しくは、IV. を参照ください。

(2) 対象知的財産の適格ライセンス取引に併せてノウハウ等を提供する場合

A社が、単一又は複数の特許権（いずれも対象知的財産）について、B社とライセンス契約（契約の内容として、特許権の利用に関連したノウハウ等の提供を含むもの）を締結する場合

$$\begin{aligned} \text{(対象となる知的財産由来の所得)} &= \text{(適格ライセンス取引による収益 (※))} \\ &\quad - \text{(対応する費用 (※))} \end{aligned}$$

※ノウハウ等に係る収益を含めることが認められる場合は、取引全体の収益を算入し、対応する費用にはノウハウ等に要した費用を含める。



上記(1)の基本ケースに加え、ライセンス契約と併せてノウハウ等を提供する内容の契約を結ぶことも考えられます。この場合は、Ⅲ. 1. に記載のように、ノウハウ等に係る対価の額を知的財産の使用料に含めるためには、当該対象知的財産と当該ノウハウ等との一体不可分性の要件を満たす必要があります。

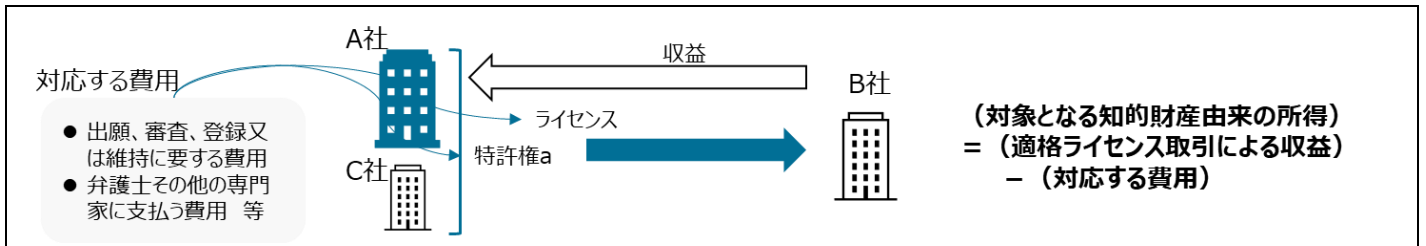
仮に、一体不可分性要件を満たさず、ノウハウ等の対価の額が対象知的財産の使用料に係る収益に含まれない場合は、対応する費用にノウハウ等に係る費用は含めないこととなります。

(3) 共同で有する特許権の適格ライセンス取引の場合

A社が、自社及びC社が共同で有する単一の特許権（対象知的財産）について、B社とライセンス契約を締結する場合

$$\begin{aligned} \text{(対象となる知的財産由来の所得)} &= \text{(適格ライセンス取引による収益 (※))} \\ &\quad - \text{(対応する費用 (※))} \end{aligned}$$

※収益・費用については、ライセンス契約に基づき、A社に帰属する部分のみ算入



対象知的財産である特許権を共同で有している場合は、基本的には対象となるライセンス契約において、どのような収益及び費用が申告法人に発生しているかによって判断されます。

例えば、A社とC社が共同で有する特許権について、A社がC社の同意の下でB社にライセンスし、ライセンス料の一部をC社に支払う取引形態であった場合には、対象となる知的財産由来の所得を計算する際には、この取引全体から得られた収益を算入した上で、A社がC社に対し支払う額を対応する費用に算入することになります。

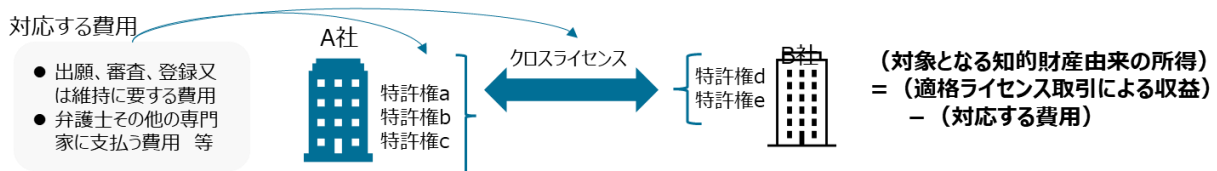
また、同様に、A社とC社が共同で有する特許権について、B社にライセンスする場合であって、A社・B社・C社の三者による契約を行い、開発に当たっての貢献度に応じて収益を按分する場合には、A社が対象となる知的財産由来の所得を計算する際には、A社に按分された収益及び費用をもとに計算することになります。

いずれの場合においても、計算の結果として、C社に帰属する収益及び費用は除かれることになるため、結果は変わらないものになります。

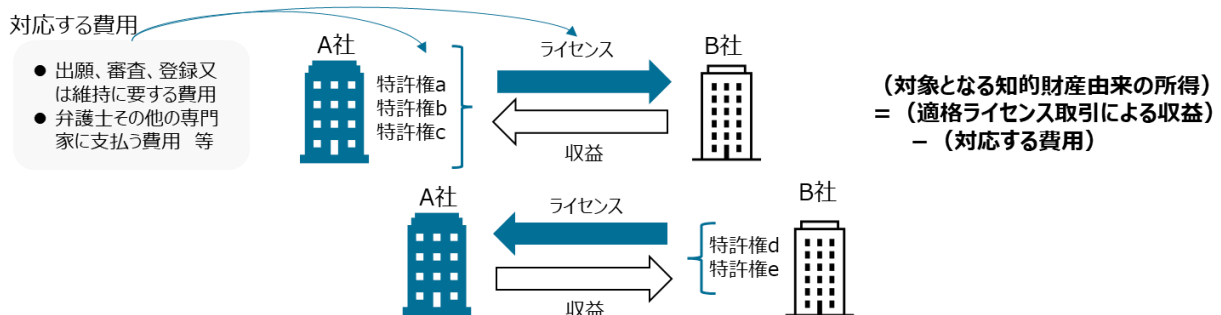
(4) 所有する特許権について相互にライセンスを行う場合

A社とB社が、互いに所有する単一又は複数の特許権（いずれも対象知的財産）について、ライセンス契約を締結する場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引による収益}) - (\text{対応する費用})$$



<本税制の適用を受ける場合>



本税制の適用を受けるためには、ライセンス契約において、対象知的財産の対価の額が明らかにされている必要があるため、クロスライセンス契約で、それぞれの知的財産の対価の額が相殺されることにより明示されていないような場合は、本税制の適用対象とすることはできません。

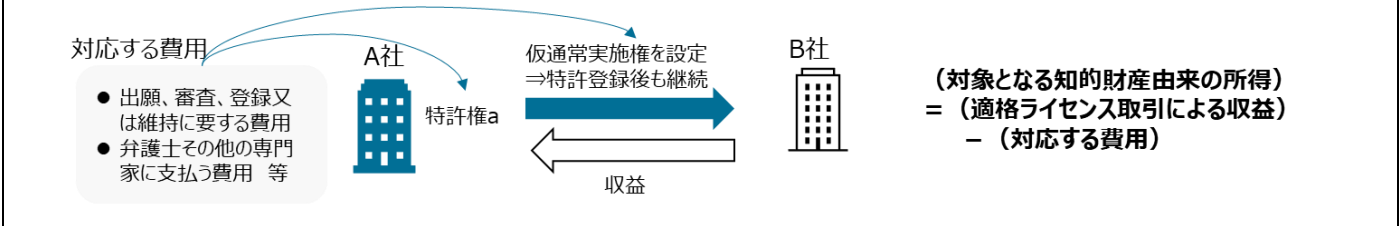
ただし、それぞれのライセンス取引に関して、各々契約が締結され、当該契約において対象となる知財財産の対価の額が明らかにされている場合など、個々の対象知的財産の対価の額が明らかにされている場合については、本税制の適用対象とすることができます。

(5) 特許権が登録される前に締結された契約の場合

対象知的財産の取得に向けて研究開発を行う A 社が、B 社に仮専用実施権又は仮通常実施権を設定するライセンス契約を締結し、契約の途中で当該特許権が登録された場合

$$(対象となる知的財産由来の所得) = (適格ライセンス取引による収益 (※)) - (対応する費用 (※))$$

※登録後に改めて契約をする場合は、登録後の契約に基づき算定する。改めて契約を行わない場合は、登録日又は登録日の属する月を基準に期間で按分する。



特許権を受ける権利を有する者は、特許権としての登録がされていない場合であっても、特許法上、仮専用実施権又は仮通常実施権を設定することが認められています。本税制は、研究開発の成果が対象知的財産として権利化されたことに着目して、そこから生じた所得に対して税制措置を講ずるものであるため、権利化される前に発生した収益は、対象となる知的財産由来の所得を計算する際には算入されません。

したがって、対象知的財産となる特許権が登録された後に改めてライセンス取引に係る契約を結ぶ場合には、この新たな契約に基づいて得られた収益及び対応する費用を、対象となる知的財産由来の所得の計算に際して算入することになります。なお、特許権が登録される前に締結された契約において対象知的財産の対価の額が明らかにされている場合には、特許権が登録されてから新たに契約が締結されるまでの期間に発生した当該対象事業年度の収益を、下記 (i)、(ii) の方法等により算定し、契約後の収益と合算することも可能です。

また、特許権が登録される前に締結された契約において対象知的財産の対価の額が明らかにされている場合で、登録後に改めて契約を行わないときには、登録日又は登録日の属する月を基準として、登録された後に生じた収益及びそれに対応する費用を計算することができます。当該収益及び費用の計算にあたっては、例えば、以下のような方法が考えられます。ただし、合理的な方法により算定されるものであれば、これらの方法に限定されるものではありません。

(i) 特許が取得される前に契約が締結された場合の対象となる収益

(A) 生産量・販売量にかかわらず受取るライセンス収益 (例：最低実施料)

⇒特許権の登録日又は登録日の属する月を基準として期間按分

(B) 実施製品を生産又は販売した金額に一定の実施料率を乗じて受取る収益

⇒特許権の登録日を基準として実施製品の生産量・販売量が把握できる場合は、当該登録日を基準としてその数量で按分。

⇒特許権の登録日を基準として実施製品の生産量・販売量が把握できない場合は、当該登録日以降発生した収益であることが明らかなもののみを収益に算入。月ごと、四半期ごとや半期ごと等、一定期間ごとに収益が発生する場合は、例えば、登録日の属する期間の収益については登録日の翌月からの月数按分。

(ii) 特許が取得される前に契約が締結された場合の収益から減算する費用

(A) 按分せず全額算入する費用の例

⇒対象知財に係る出願、審査、登録又は維持に要する費用

(B) 登録日又は登録日の属する月を基準として期間按分する費用の例

⇒取引の規模等にかかわらず弁護士その他の専門家に支払う費用

⇒共同発明・共同製作による知財の場合、取引の規模等にかかわらず共同発明者・製作者に対して支払う使用料

(C) 登録日又は登録日の属する月を基準として収益按分する費用の例

⇒取引の規模に応じて支払う報酬額が変動する弁護士その他専門家に支払う費用

⇒共同発明・共同製作による知財の場合、ライセンス先の生産又は販売した金額・個数に応じて共同発明者・製作者に対して支払う使用料

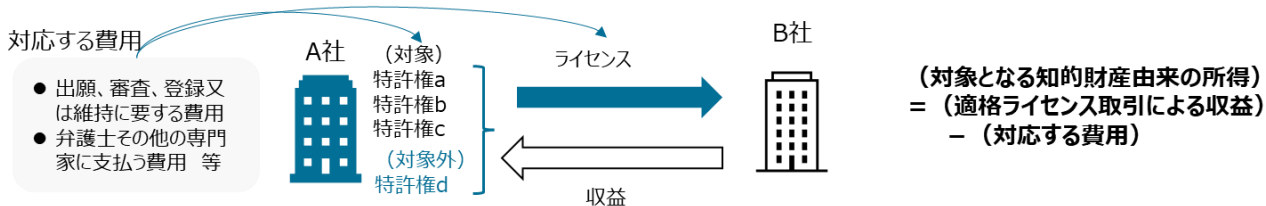
(6) 対象知的財産とそれ以外の知的財産を同時にライセンスする取引の場合

A社が、複数の特許権（そのうち一部だけが対象知的財産であり、対象知的財産ではないものも含まれる）について、B社とライセンス契約を締結する場合

(対象となる知的財産由来の所得) = (適格ライセンス取引による収益 (※1))
 - (対応する費用 (※2))

※1 適格ライセンス取引による収益（対価の額）が明らかにされている場合に限る。

※2 対象知的財産に係る費用を合理的な方法で算出する必要がある。



複数の特許権について、まとめてライセンス契約を締結する場合に、本税制の対象知的財産と、そうでない知的財産が混在する場合があります。典型的には、令和6年3月以前に取得をした特許権を同時にライセンスする場合や、商標権など本税制の対象とならない知的財産も併せてライセンスする場合があります。

本税制は、対象知的財産からの収益が明らかにされている場合に適用されますので、対象知的財産と、そうでない知的財産が混在する場合には、Ⅲ. 1. のとおり、対象知的財産からの使用料に係る収益について、契約に係る書類から特定することができる場合に限り適用されます。

この場合の対応する費用は、本税制の対象となる知的財産に係る費用であり、例えば、以下のような方法により計算することが考えられます。ただし、合理的な方法により算定されるものであれば、これらの方法に限定されるものではありません。

(i) 対象知的財産の取得・維持に係る費用

適用対象年度において申請のあった取引のうち、当該対象知的財産が含まれている取引の数により費用を按分

(ii) 適格ライセンス取引に係る費用

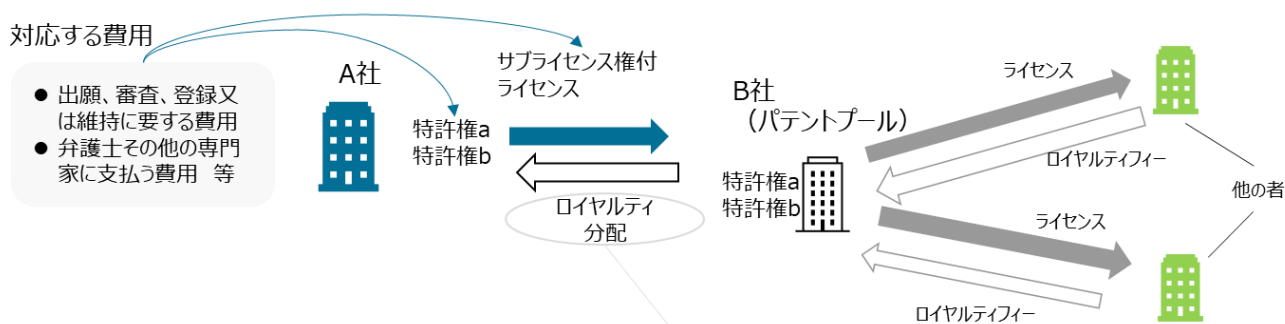
取引全体の収益額と当該対象知的財産による収益額の割合を当該取引に係る費用に乗じて計算

(7) パテントプールとの適格ライセンス取引の場合

A社が、単一又は複数の特許権（いずれも対象知的財産）について、B社（パテントプール会社等）とライセンス契約を結び、B社が他の者にサブライセンス契約を締結し、提供する場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引による収益} (\ast)) - (\text{対応する費用} (\ast))$$

※（他の者からのサブライセンスの使用料に係る収益ではなく、）B社とのライセンス契約に基づく使用料に係る収益と当該収益に対応する費用のみ算入



$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引による収益}) - (\text{対応する費用})$$

特許権を有している複数の企業が、いわゆるパテントプールを形成し、パテントプールを管理する法人に知的財産を集約した上で、その組織が他の者にサブライセンス契約を締結することで対象となる特許権の実施を許諾する取引形態が考えられます。

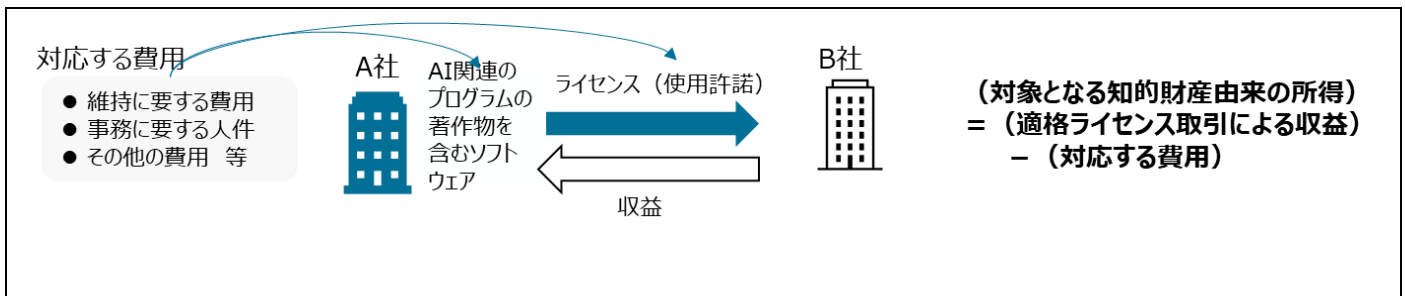
なお、パテントプール会社等は、自ら開発した知的財産を有しているわけではないため、本税制の対象とはならないことに留意が必要です。また、関連者にサブライセンス付ライセンスをした上で他の者にサブライセンスをする場合は、本税制の対象外となります。

4. 適格ライセンス取引の具体例（AI 関連のプログラムの著作物の場合）

(1) 基本ケース

A社が、AI 関連のプログラムの著作物（対象知的財産）を含むソフトウェアについて、B社とライセンス契約を締結し、提供する場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引からの収益}) - (\text{対応する費用})$$



AI 関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアについて、使用許諾に係る契約（協定等の契約に類する取り決めを含む。以下同じ。）を結んだ場合は、その契約において示された AI 関連のプログラムの著作物に係る対価の額が本税制の対象になります。プログラムの提供方法は、物理的な記録媒体の手交や電子メールによる送付、サーバーからのダウンロード、クラウド上での利用等の様々な方法が考えられますが、使用許諾に係る契約であって、取引の内容が AI 関連のプログラムの著作物を使用させるものであれば本税制の対象となります。なお、いわゆる SaaS のように、ソフトウェアをサービスとして提供する場合は対象になるかどうかは、当該サービスが AI 関連のプログラムの著作物の使用許諾に係るものであるか否かで判断されることとなります。

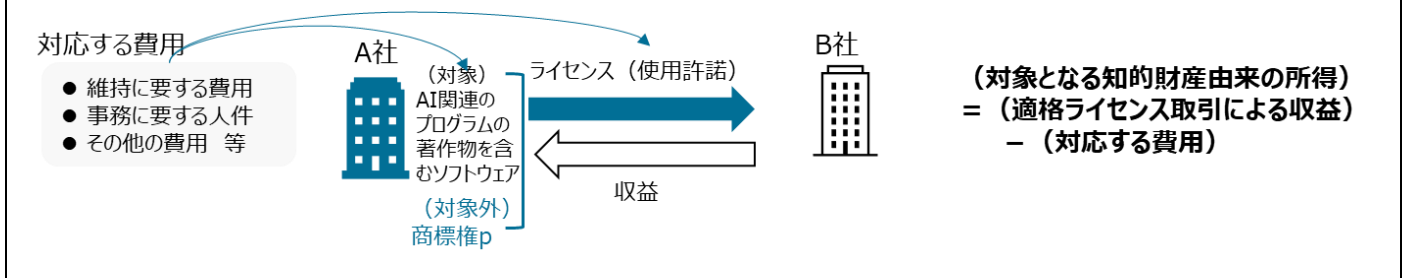
(2) 対象知的財産とそれ以外の知的財産を同時にライセンスする場合

A 社が、AI 関連のプログラムの著作物（対象知的財産）を含むソフトウェアと商標権（対象外知的財産）について、B 社とライセンス契約を締結し、提供する場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格ライセンス取引による収益} (\ast 1)) - (\text{対応する費用} (\ast 2))$$

※ 1 適格ライセンス取引による収益（対価の額）が明らかにされている場合に限る。

※ 2 対象知的財産に係る費用を合理的な方法で計算する必要がある。



対象知的財産の AI 関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアを有する企業が、本税制の対象知的財産とならない商標権等の知的財産と併せてライセンス契約を行った場合には、対象知的財産からの収益とそれ以外の知的財産からの収益が混在することとなります。これは、Ⅲ. 3.

(6) の令和 6 年 3 月以前に登録された特許権を含む複数の特許権のライセンス契約と類似の事例となります。

本税制は対象知的財産からの収益が明らかにされている場合に適用されるため、対象知的財産からの使用料に係る収益を、契約に係る書類を元に特定することができる場合には、対象知的財産からの使用料に係る収益部分に限って本税制が適用となります。

この場合の対応する費用は、AI 関連のプログラムの著作物の取得・維持に係る費用であり、例えば、その AI 関連のプログラムの著作物が含まれる他の取引がある場合には、取引数で按分し、本取引に紐づくものがある場合には、対象となる取引に係る収益と対象外の取引に係る収益をも

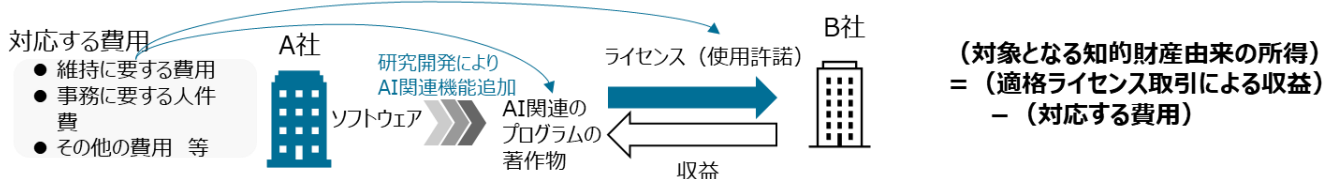
とに、按分計算するなどの計算方法が考えられます。ただし、合理的な方法により算定されるものであれば、これらの方法に限定されるものではありません。

(3) 新たにAI関連のプログラムの著作物が追加された場合（研究開発を伴うアップデート）

令和6年4月1日より前に製作したソフトウェアを有するA社が、令和6年4月1日以後に研究開発によりAI関連の機能を加え、AI関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアについてB社とライセンス契約を締結し、提供する場合

$$\text{(対象となる知的財産由来の所得)} = \text{(適格ライセンス取引による収益 (※1))} - \text{(対応する費用 (※2))}$$

- ※1 新たにAI関連の機能が追加され、当該追加された部分の収益が対象
- ※2 対応する費用としては、追加されたAI関連の機能の開発に係る費用



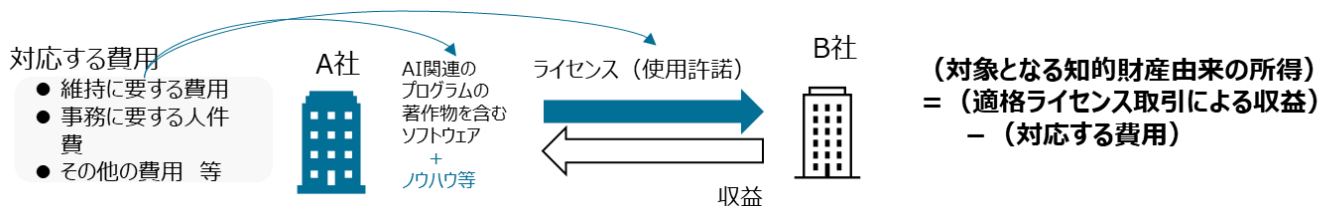
令和6年3月31日までに製作されたソフトウェアに、令和6年4月1日以後に製作されたAI関連のプログラムの著作物が新たに追加された場合は、当該著作物の部分が本税制の対象となります。

(4) 対象知的財産のライセンス取引に併せてノウハウ等の提供をする場合

A社が、B社とライセンス契約を締結し、AI関連のプログラムの著作物（対象知的財産）を含むソフトウェアの提供とともに当該プログラムを使用する上で必要なノウハウ等を提供する場合

$$\text{(対象となる知的財産由来の所得)} = \text{(適格ライセンス取引による収益 (※))} - \text{(対応する費用 (※))}$$

- ※ノウハウ等に係る収益を含めることが認められる場合は、取引全体の収益を算入し、対応する費用にはノウハウ等に要した費用を含める。



ライセンス取引にあわせてノウハウ等の提供が含まれている場合、ノウハウ等に係る対価の額を知的財産の使用料に含めるためには、Ⅲ. 1. に記載のように、当該対象知的財産と当該ノウハウ等との一体不可分性の要件を満たす必要があります。

仮に、一体不可分性要件を満たさず、ノウハウ等の対価の額が対象知的財産の使用料に係る収益に含まれない場合は、対応する費用にノウハウ等に係る費用は含めないこととなります。

(5) その他のAI関連のプログラムの著作物のライセンス取引についての留意点

①AI関連のプログラム上で機能するデータの提供

自社が有するAI関連のプログラム上で機能するデータ（画像生成アプリケーションソフト上でのモデルとなるデータや、AI関連の機能を元に作動するゲームの追加キャラクターやシナリオ等）の提供を行う場合、このデータのみを提供する取引である場合は、本税制の対象にはなりません。

②パテントプール等を経由したライセンス取引を行う場合

パテントプールと同様、複数の企業が有する知的財産を集中管理する法人とライセンス取引し、当該法人が別の者とライセンス取引を行った場合の扱いは、Ⅲ. 3. (7) に準拠することとなります。

5. 適格譲渡取引

(1) 契約形態

対象知的財産に係る契約が適格譲渡取引となるには、契約形態が特許権やAI関連のプログラムの著作物の譲渡（特許権譲渡契約、著作権譲渡契約）となっていることが原則です。例えば、吸収合併や会社分割等の組織再編によって対象知的財産が合併先等に承継されることがあったとしても、承継された対象知的財産は本制度の対象にならないことに留意が必要です。

また、本税制は我が国における知的財産の活用促進という側面を持った税制であることから、外国法人への対象知的財産の譲渡は本税制の対象にならず、譲渡契約の相手方が税法上の居住者又は内国法人である場合に限定されています。関連者への譲渡取引は、本税制の対象となる適格譲渡取引に該当しません。

(2) 知的財産由来の所得を計算する際に算入される収益項目

知的財産由来の所得を計算する際に算入が認められる収益項目は、対象知的財産の譲渡収益です。

また、共同で所有している特許権又はAI関連のプログラムの著作物から得られた譲渡収益については、いずれも契約に基づく収益を算入することとなります。

なお、対象知的財産の譲渡の際に、ノウハウ等の提供に係る役務取引が併せて行われる場合、原則として、こうした付随する役務取引と適格譲渡取引を分けて、この付随する役務取引に係る収益は計算上除くこととなります。ただし、対象知的財産の譲渡に付随するものであると認められ、Ⅲ. 1. の当該対象知的財産と当該ノウハウ等との一体不可分性の要件を満たす場合には、知的財産由来の所得の計算において算入することが可能です。

(3) 知的財産由来の所得を計算する際に収益から減算する必要がある費用等

知的財産由来の所得を計算する際には、対象知的財産の譲渡収益から、対応する費用等の項目を減算する必要があります。具体的には、以下に掲げる費用等の減算が必要です。

- ・ 譲渡取引の契約に要した費用：為替取引の途絶、送金停止、相手方企業の破産等・支払遅延等による損失を填補する保険、弁護士費用（訴訟費用、鑑定費用、調査費用）、弁理士費用、契約締結時等事務作業の費用（契約書印刷・郵送費、譲渡先との調整に係る人件費、電子契約時の

事務手続きに係る人件費、契約締結した原紙やデータの保管及び処理に係る費用、譲渡収益の入出金、管理等に係る人件費)、

- ・ 対象知的財産の関連費用： 産業財産関係料金（特許出願又は審査に係る費用、特許登録又は維持に係る費用、その他関連して発生する弁護士費用）、対象知的財産の共同発明者への支払費用
- ・ 対象知的財産の税務上の簿価
- ・ その他費用： 譲渡取引に付随するノウハウ等に係る費用

なお、個々の譲渡取引ごとに対応する費用を減算すると、費用を二重三重に減算されてしまう場合があります。こうした重複する費用については、Ⅲ. 2. (3) で示したように必要となる費用を計算し、対象知的財産権から得られた収益から減算することになります。

(4) 合算及び繰越しの考え方

同一年度内に適格ライセンス取引及び適格譲渡取引を合わせて複数の取引が存在する場合は、対象となる知的財産由来の所得を計算するにあたって、これらの取引から得られた知的財産由来の所得を合算する必要があります。適格譲渡取引のうち、所得がマイナスになるものがある場合も、この合算に含める必要があります。本税制の適用を受けていない過年度（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）に発生した適格譲渡取引による損失の合計額がある場合は、その合計額を本税制の減税措置を受けようとする事業年度の各適格ライセンス取引及び各適格譲渡取引の所得に配分することとなります（過年度の損失に係る繰越期限はありません）。なお、適格譲渡取引に該当しない譲渡取引の所得については合算の対象にはなりません。

6. 適格譲渡取引の具体例（特許権の場合）

(1) 基本ケース

A社が、単一又は複数の特許権（いずれも対象知的財産）をB社に譲渡する場合

(対象となる知的財産由来の所得) = (適格譲渡取引による収益) - (対応する費用等)



対象知的財産である特許権を有する企業が、第三者に特許権を譲渡した場合は、この譲渡取引から得られた収益から対応する費用等を減算し、対象となる知的財産由来所得の計算を行うこととなります。譲渡取引に付随して、譲渡される特許権に関連するノウハウ等も相手に提供する場合、当該ノウハウ等の対価の額を知的財産由来の所得に含むためには、Ⅲ. 1. の当該対象知的財産と当該ノウハウ等との一体不可分性の要件を満たす必要があります。

仮に、一体不可分性要件を満たさず、ノウハウ等の対価の額が譲渡取引から得られた収益に含まれない場合は、対応する費用等にノウハウ等に係る費用は含めないこととなります。

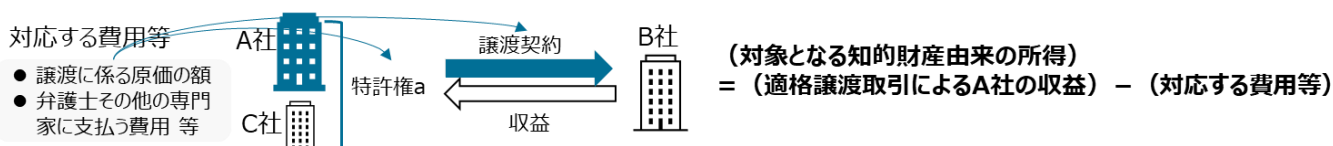
また、個別の特許権を取引する場合には、個々に対象となる知的財産由来の所得に自己創出比率を乗じる必要がありますが、複数の特許権をまとめて単一の適格ライセンス取引とする場合は、取引単位で計算することとなります。詳しくは、Ⅳ. を参照ください。なお、対象知的財産群の中に共同で取得した知的財産が含まれる場合等、知的財産ごとの対価の額又は割合が明らかでない場合、収益や対応する費用の計算を行うことができない場合には、当該知的財産ごとの対価の額又は割合が明らかになっている必要がある点に留意してください。

(2) 共同で有する知的財産の譲渡の場合

A社が、C社と共同で有する単一の特許権（対象知的財産）について、B社に譲渡（又は自社の持分を譲渡）する場合

$$\begin{aligned} \text{(対象となる知的財産由来の所得)} &= \text{(適格譲渡取引による収益 (※))} \\ &\quad - \text{(対応する費用等 (※))} \end{aligned}$$

※収益・費用については、譲渡契約に基づき、A社に帰属する部分のみ算入



対象知的財産である特許権を他社と共同で有する場合において、譲渡取引が行われた場合は、この譲渡取引から自社が得た収益から、関連して自社に生じた費用等を減算することによって対象となる知的財産由来の所得を計算することになります。収益も費用等も、共に自社に生ずる部分に限定され、他社の部分は算入されないことに留意が必要です。

(3) 対象知的財産とそれ以外の知的財産をまとめて譲渡する取引の場合

A社が、複数の特許権（そのうち一部だけが対象知的財産であり、対象知的財産ではないものも含まれる）について、B社に譲渡する場合

$$\begin{aligned} \text{(対象となる知的財産由来の所得)} &= \text{(適格譲渡取引による収益 (※1))} \\ &\quad - \text{(対応する費用等 (※2))} \end{aligned}$$

※1 適格譲渡取引による収益（対価の額）が明らかにされている場合に限る。

※2 対象知的財産に係る費用等を合理的な方法で算出する必要がある。



複数の特許権について、まとめて譲渡の契約を締結する場合に、本税制の対象知的財産と、そうでない知的財産が混在する場合があります。典型的には、令和6年3月以前に取得された特許権を同時に譲渡する場合や、商標権など、本税制の対象とならない知的財産も併せて譲渡する場合があります。

本税制は、対象知的財産からの収益が契約において明らかにされている場合に適用されます（Ⅲ. 3. (6) 参照）ので、対象知的財産からの譲渡に係る収益を契約に係る書類から特定することができる場合に限り本税制が適用されます。

この場合の対応する費用等は、本税制の対象となる知的財産に係る費用等であり、例えば、以下のような方法により計算することが考えられます。ただし、合理的な方法により算定されるものであれば、これらの方法に限定されるものではありません。

(i) 対象知的財産の取得・維持に係る費用

- ・適用対象年度において申請のあった取引のうち、当該対象知的財産の含まれている取引の数により費用を按分

(ii) 適格譲渡取引に係る費用

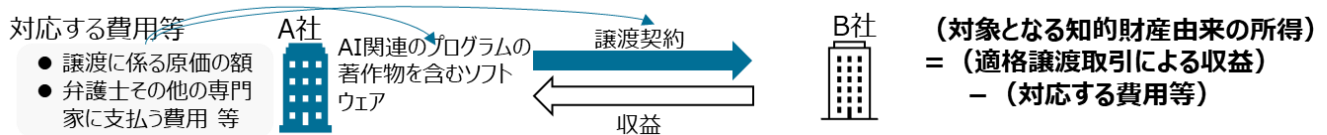
- ・取引全体の収益額と当該対象知的財産による収益額の割合を当該取引に係る費用に乗じて計算

7. 適格譲渡取引の具体例（AI 関連のプログラムの著作物の場合）

(1) 基本ケース

A社が、AI 関連のプログラムの著作物（対象知的財産）を含むソフトウェアをB社に譲渡した場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格譲渡取引による収益}) - (\text{対応する費用等})$$



AI 関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアの譲渡取引についても、対象となる知的財産由来の所得は、適格譲渡取引からの収益から、関連する費用等を減算することで計算します。

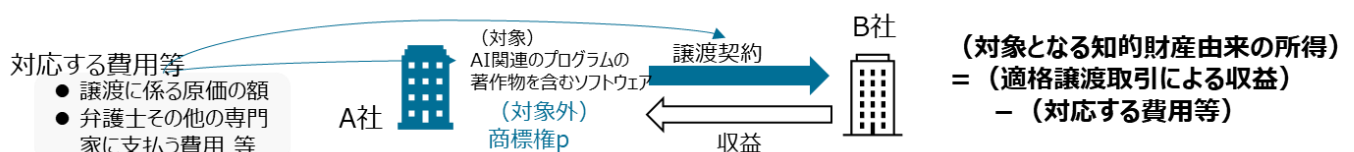
(2) 対象知的財産とそれ以外の知的財産をまとめて譲渡する取引の場合

対象知的財産を有するA社が、AI 関連のプログラムの著作物（対象知的財産）を含むソフトウェアとそのソフトウェアについての商標権（対象外知的財産）を併せてB社に譲渡する場合

$$(\text{対象となる知的財産由来の所得}) = (\text{適格譲渡取引による収益} (\text{※1})) - (\text{対応する費用等} (\text{※2}))$$

※1 適格ライセンス取引による収益（対価の額）が明らかにされている場合に限る。

※2 対象知的財産に係る費用等を合理的な方法で算出する必要がある。



AI 関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアを有する企業が、本税制の対象知的財産とならない商標権等の知的財産と併せて対象知的財産の譲渡の契約を行った場合には、対象知的財産に係る収益とそれ以外の知的財産に係る収益が混在することになります。

本税制は対象知的財産に係る収益が明らかにされている場合に適用されるため、対象知的財産の譲渡に係る収益を契約に係る書類を元に特定することができる場合には、対象知的財産の譲渡に係る収益部分に限って本税制が適用になります。このときの対応する費用等は、本税制の対象となる知的財産に係る費用等であり、これは合理的な方法により算定される必要があります。AI 関連のプログラムの著作物の取得・維持に係る費用は、例えば、その AI 関連のプログラムの著作物が含まれる取引の取引数で按分し、譲渡取引に紐づく費用については対象知的財産に係る収益とそれ以外の知的財産に係る収益を基に按分計算するなどの計算方法が考えられます。ただし、合理的な方法により算定されるものであれば、これらの方法に限定されるものではありません。

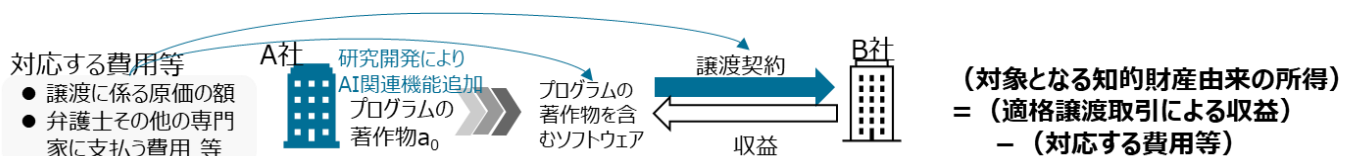
(3) 新たに AI 関連のプログラムの著作物が追加された場合（研究開発を伴うアップデート）

令和 6 年 4 月 1 日より前に製作したソフトウェアを有する A 社が、令和 6 年 4 月 1 日以後に研究開発により AI 関連の機能を加え、AI 関連のプログラムの著作物を含むソフトウェアについて B 社と譲渡契約を締結し、提供する場合

$$\text{(対象となる知的財産由来の所得)} = \text{(適格譲渡取引による収益 (※1))} - \text{(対応する費用等 (※2))}$$

※1 新たに AI 関連の機能が追加され、当該追加された部分の収益

※2 対応する費用等としては、追加された AI 関連の機能の開発に係る費用等



Ⅲ. 4. (3) の場合と同様、令和 6 年 3 月 31 日までに製作されたソフトウェアに、令和 6 年 4 月 1 日以後に製作された AI 関連のプログラムの著作物が新たに追加された場合は、当該著作物の部分が本税制の対象となります。

IV. 自己創出比率

1. 基本的な考え方

(1) 背景

I. において示したとおり、制度対象所得を計算する際には、Ⅲ. に沿って計算された「対象となる知的財産由来の所得」に対し、主に国内で自ら行った研究開発の割合に相当する、「自己創出比率」を乗じることになります。このような考え方を採用し、研究開発行為と減税措置の対象となる所得を関連付ける方法（国際的には「ネクサス・アプローチ」と呼ばれております。）を導入することは、OECD の BEPS ルールとの整合性の観点からも必要とされています。

(2) 計算の範囲

自己創出比率は、対象知的財産に直接関連する研究開発費の額のうち、適格研究開発費の額の割合になります。この自己創出比率は、個々の対象知的財産ごとに計算するものですが、複数の対象知的財産をまとめて単一の適格ライセンス取引や単一の適格譲渡取引とする場合は、取引単位で計算することになります。この際、取引に含まれる対象知的財産ごとの研究開発費及び適格研究開発費の額をそれぞれ合算して自己創出比率を計算します。

対象知的財産に直接関連する研究開発費及び適格研究開発費（以下、「研究開発費等」という。）の額は、原則として直接関連する費用を全て抽出して計算する必要がありますが、例えば、研究開発プロジェクト単位で研究開発費等を管理しており直接関連する研究開発費等の額のみを抽出することが困難な場合は、対象知的財産が創出された研究開発プロジェクトの研究開発費を「直接関連する研究開発費等の額」とすることも可能です。ただし、この研究開発プロジェクトから対象知的財産が創出されたかどうかについては、社内文書や特許出願の発明者などから確認できるようにしておく必要があります。

研究開発プロジェクト単位で研究開発費等を管理していない場合は、対象知的財産が創出された事業部門（事業部門単位の管理も行っていない場合は企業全体）の研究開発費等を「直接関連する研究開発費等の額」とすることも可能です。この場合であっても、上記同様に、対象知的財産の創出経緯などが社内文書などから確認できるようにしておく必要があります。

なお、同一の対象知的財産に係る研究開発費等の額は、原則として、同一の基準（研究開発プロジェクト単位等）により継続して計算する必要があります。

なお、制度導入時（令和8年度まで）は一定の場合に限り、自己創出比率の計算にあたって企業単位で計算する経過措置があります（IV. 5. 参照）。

（3）計算の期間

計算の期間については、制度導入時（令和8年度まで）と令和9年度以後で異なる場合があります。

制度導入時における経過措置が適用されるときは、「本税制の適用を受けようとする事業年度とその対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度」が計算の期間となります（IV. 5. 参照）。

経過措置が適用されない場合（具体的には、対象事業年度において行った適格ライセンス取引又は適格譲渡取引に係る対象知的財産権のいずれについても、その対象知的財産権に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額が令和7年4月1日前に開始した事業年度において生じていない場合又は対象事業年度が令和9年4月1日以後開始の事業年度である場合）は、令和7年4月1日以後に開始した事業年度において発生した、対象知的財産の創出に直接関連する研究開発費等の額を積算して用いることとなります。なお、対象知的財産の創出に直接関連するものに限定されるため、特許権の取得以後あるいはAI関連のプログラムの著作物の完成以後に研究開発プロジェクトが継続した場合であっても、取得又は完成後の研究開発費等の額は、原則として、その取得した特許権又は完成したAI関連のプログラムの著作物に直接関連する研究開発費等の額の対象にならないことに留意が必要です。

2. 研究開発費の額（分母）の計算方法

自己創出比率の計算にあたって、分母となる研究開発費の額を計算する方法は、以下のとおりです。

(1) 対象知的財産に直接関連する研究開発の範囲を特定する

まず、対象知的財産に直接関連する研究開発費の額を計算するためには、直接関連する研究開発の範囲を特定する必要があります。この場合の直接関連する研究開発の範囲とは、IV. 1.

(2) にて記載した対象知的財産を創出した直近の研究開発プロジェクトであることが基本です。ただし、社内においてプロジェクト編成が変更される等により、前身の研究開発プロジェクトから編成し直され、直近の研究開発プロジェクト等と連続的で結びつきが強い場合は、この前身の研究開発プロジェクト等も、直接関連する研究開発の範囲に含めることになります。

(2) 直接関連する研究開発の範囲に係る研究開発費の額を計算する

次に、(1) で特定された直接関連する研究開発の範囲において計上された研究開発費の額のうち、令和7年4月1日以後に開始した事業年度で、対象知的財産の創出に要した期間（事業年度単位）に発生したものを合算します（経過措置の適用を受ける取引を除く。IV. 5. 参照）。この場合において、研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含みません。なお、研究開発において、他の者から受託して研究開発を行った場合等、他の者から研究開発費相当分として支払を受けている場合は、この支払を受けた額は研究開発費の額から控除することとなります。

この場合の研究開発費の額は、OECD の BEPS ルールとの整合性を取るため、「研究開発費等に係る会計基準」に従って算出した研究開発費に対して、一定の調整をしたものが該当します。一定の調整については、次項にて解説します。

子会社等（税法上の「関連者」）から適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲受けた場合には、OECD の BEPS ルール上、移転価格税制上の独立企業間価格の考え方に沿って、適切な対価であるかどうか判断されることとなります。具体的には、対価が独立企業間価格よりも低い額である場合には、独立企業間価格で行われたものと解されることとなります。この場合の移転価格税制の考え方に沿った手続については、以下IV. 3. (2) を参照ください。

(3) 償却費・利子等について所要の調整を行う

OECD の BEPS ルールにおいては、対象知的財産に直接関連する研究開発費等の額を計算する際には、実質的な研究開発活動に対する費用に限定すべきであるとされており、建物の建設費や支払利子を計算の対象から除くものとして例示されています。

OECD の BEPS ルールとの整合性の観点から、我が国の制度においても、研究開発費の中から、資産の償却費、除却による損失、譲渡による損失の額を除くこととしています。また、研究開発費に含まれる支払利子やそれに類似する支出も除くこととしています。この場合の、類似する支出は、経済的な性質として利子に相当するような、支払手形の割引料や、リース取引における利子相当分などが該当すると考えられます。

なお、OECD の BEPS ルール上、例えば研究棟の建設費は計算上含めないこととなっていますが、試験用途の検査機器等、研究開発に用いられる償却資産全てが計算上排除されているわけではありません。本税制において、こうした研究開発用の資産は、資産を取得し供用し始めた事業年度に、当該資産の取得価額を一括して計上することになっています。

また、研究開発に用いられる資産が、上記の有形資産のみならず、対象知的財産に直接関連する研究開発プロジェクトに活用される適格特許権等である場合も考えられます。この場合も、資産を供用した事業年度にその取得価額を計算に含めることとなります。

3. 適格研究開発費の額（分子）の算出方法

自己創出比率を計算する上で分子となる「適格研究開発費の額」は、IV. 2. で計算した対象知的財産に直接関連する研究開発費の額から、他の者から適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けた場合の費用と、国外関連者に委託した場合の費用、国外 PE (Permanent Establishment) に委託した場合の費用を除いたものになります。具体的には以下のように計算します。

(1) 対象知的財産に直接関連する研究開発費の額のうち、主に国内で自ら行った部分を特定する

IV. 2. (1) において特定された、対象知的財産に直接関連する研究開発費の額のうち、主に国内で自ら行った部分を特定します。具体的には、以下の3つの費用を除くこととなります。

① 他の者から適格特許権等について独占的なライセンスの借受け又は譲受けの費用

他の者から、適格特許権等についてライセンスを借受けたり、譲受けたりしたものを利用して対象知的財産を創出した場合には、それら借受け又は譲受けに要した費用は「自ら」創出したとみなされないため、適格研究開発費の額の計算から除くこととなります。

なお、この場合のライセンスの借受け又は譲受けに要した費用として適格研究開発費の額の計算から除かれるのは、適格特許権等に関する取引に限定されます。また、借受けのライセンス取引は、他の者が研究開発を行う企業に独占的に権利を利用させるものに限定されるため、特許権に設定された専用実施権、特許を受ける権利に関して設定された仮専用実施権その他特許権を独占的に使用する行為に限って、その取引によって発生する研究開発費の額を適格研究開発費の額の計算から除外されることとなります。したがって、非独占的な通常実施権又は仮通常実施権は適格研究開発費の額の計算から除く必要はありません。AI 関連のプログラムの著作物についても、これに準じます。

適格特許権等の借受け又は譲受けにおいて、附带的にノウハウ等や商標権等の対象知的財産となり得ない権利の取引が含まれる場合が想定されますが、その際には、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が、契約書において明確である場合は、その対価部分を適格研究開発費から除くこととなります。もし、適格特許権等の借受け又は譲受けに対する対価が明確でない場合は、その取引によって発生する研究開発費の額を適格研究開発費の額の計算から除くこととなります。

なお、委託契約等に基づいて他の者に研究開発を行わせ、その成果として、他の者から特許を受ける権利の行使を認められている場合については、アウトソーシングの場合に該当するため、以下②を参照ください。

② アウトソーシングした場合の費用

海外子会社等（税法上の「関連者」にあたる外国法人）に研究開発をアウトソーシングしている場合、その研究開発に要した費用は、「国内で」創出したと見なされないため、計算から除くこととなります。

なお、中央研究所が別法人になっている場合等、国内の子会社等へのアウトソーシングは、「国内で」創出されたことになるため、適格研究開発費の額に含まれます。

また、子会社等に該当しない、国内又は国外の第三者へのアウトソーシングについては、OECD の BEPS ルールにおいて、研究開発の根幹を第三者にアウトソースすることは考えにくいことか

ら、自社において根幹の研究開発を行った上で第三者にアウトソースされることが基本であり、適格研究開発費に含めることに差し支えはない、とされています。本税制においても、この考えに沿って、第三者に対するアウトソーシングは、適格研究開発費に含まれると整理されています。ただし、第三者に対するアウトソーシングであったとしても、海外子会社等へ再委託される場合、海外子会社等に再委託する研究開発に係る研究開発費の額に相当する額は適格研究開発費に含めません。

なお、海外子会社等へのアウトソーシングであったとしても、例外的に適格研究開発費に含まれる場合があります。具体的には、海外子会社等を通じて第三者に対して研究開発をアウトソーシングする場合、当該第三者に再委託する研究開発に係る研究開発費の額に相当する額は適格研究開発費に含めることが可能です。例えば、製薬の際に、海外子会社等を通じて、臨床試験をCRO (Contract Research Organization) に委託する場合などが考えられます。

③海外支社等で研究開発をした場合の費用

外国法人ではなく、税務上のPE (Permanent Establishment) として認識されている海外の支社・事務所等において研究開発を行った場合、海外子会社等におけるアウトソーシングとほぼ同じ効果を有することから、「国内で」創出したものと見なされず、計算から除くことになります。

(2) 文書化 (ローカルファイル) について

IV. 2. (2) のように、子会社等 (税法上の「関連者」) から適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲り受けた場合には、OECD の BEPS ルール上、移転価格税制上の独立企業間価格の考え方に沿って、適切な対価であるかどうか判断されることになります。

したがって、このライセンス取引又は譲渡取引の対価が、移転価格税制上、独立企業間価格の考え方に沿って設定されたものであることについて、文書化 (いわゆる「ローカルファイル」の作成) が求められます。移転価格税制上のローカルファイルに盛り込むべき内容については、別途国税庁が示す「移転価格ガイドブック」等を参照ください。

<移転価格ガイドブック>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>

なお、このローカルファイルは、子会社等と取引を行った事業年度の税務申告における申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存することが原則となっていますが、年度ごとのライセンス取引又は譲渡取引の対価の合計額が3億円未満である場合等においては、申告書の提出期限までの作成・保存等は求めず、税務職員が提示又は提出を求めた場合に、一定の期限内に準備すれば足りることとされています。これも、移転価格税制と同様の考え方に拠るものです。

また、海外子会社等から適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲り受けた場合は、この取引が移転価格税制の対象となることから、既にローカルファイルを作成していることが考えられます。この場合に、本税制上作成等が求められる文書は、移転価格税制におけるローカルファイルと同一のものになりますので、改めて作成等をする必要はありません。一方、国内子会社等から適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲り受けた場合、この取引は移転価格税制の対象となっていないので、ローカルファイルに類する書類作成等する必要があります。

なお、子会社等から第三者経由で適格特許権等についてライセンスを借受け又は譲り受ける取引を行った場合であっても、文書化の必要性があることに留意が必要です。

4. 自己創出比率計算の具体例

(1) 基本ケース

A社は、対象知的財産である特許権を2件保有している。それぞれの特許権の取得には、社内の研究開発プロジェクトX及びYが直接関連しており、Xは完全に自社内で研究開発を行ったものであるが、Yは一部を海外の関連者A'に委託している。

A社は、B社に、この2件の特許権について通常実施権を設定することによって、対象となる知的財産由来の所得を得ている（本ケースは令和9年度以降に発生した適格ライセンス取引を想定）。

(自己創出比率) = (適格研究開発費の額) / (研究開発費の額)

(研究開発費の額) = (Xプロジェクトの研究開発費) + (Yプロジェクトの研究開発費)

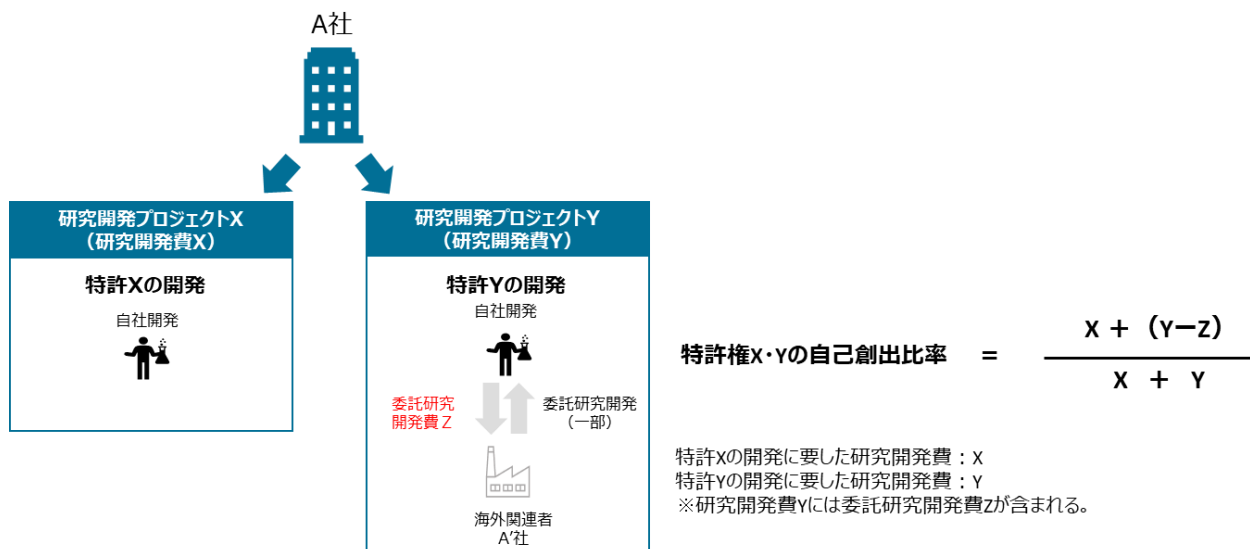
※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。

※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその付属設備以外の資産は供用した事業年度にその取得価格を計上

※令和7年4月1日以後に開始した事業年度において、特許権の取得時までに支出した研究開発費の合計額を計上

(適格研究開発費の額) = (Xプロジェクトの研究開発費)

+ (Yプロジェクトの研究開発費) - (YプロジェクトのA'への委託研究開発費)



自己創出比率は、対象となる知的財産由来の所得を得た際の、適格ライセンス取引又は適格譲渡取引について、それぞれの取引に含まれる対象知的財産に直接関連する研究開発費及び適格研究開発費の額であって、令和7年4月1日以後に開始した事業年度において発生したものを基準に算出します（経過措置期間については、IV. 5. を参照のこと）。IV. 2. (3)に記載のとおり、OECDのBEPSルールとの整合性の観点から、研究開発費の額の計算にあたっては、研究開発費に含まれる資産の償却費を除いた上で、資産を取得し供用し始めた事業年度に、当該資産の取得価額を一括して計上することになります。ここで、建物及びその附属設備の取得価額を含めることはできません。適格研究開発費の額についても同様の考え方に沿うことになります。

海外の関連者への委託は、「国内で」行ったことになりませんので、適格研究開発費の額から除かれることとなります。

(2) 1つの研究開発プロジェクトから複数の対象知的財産が得られた場合

A社は、対象知的財産である特許権を2件保有している。これらの特許権は、同一の研究開発プロジェクト（X年度からX+1年度まで計画され、実施されたもの）から発生しており、1つ目はX年度に、2つ目はX+1年度に開発を完了し、取得されたものである。なお、この研究開発プロジェクトは、X+1年度に海外の関連者A'に研究開発の一部の委託を開始した。A社は、B社に、この2件の特許権をX+2年度に譲渡することによって、対象となる知的財産由来の所得を得ている（本ケースは令和9年度以降に発生した適格譲渡取引を想定）。

$$(\text{自己創出比率}) = (\text{適格研究開発費の額}) / (\text{研究開発費の額})$$

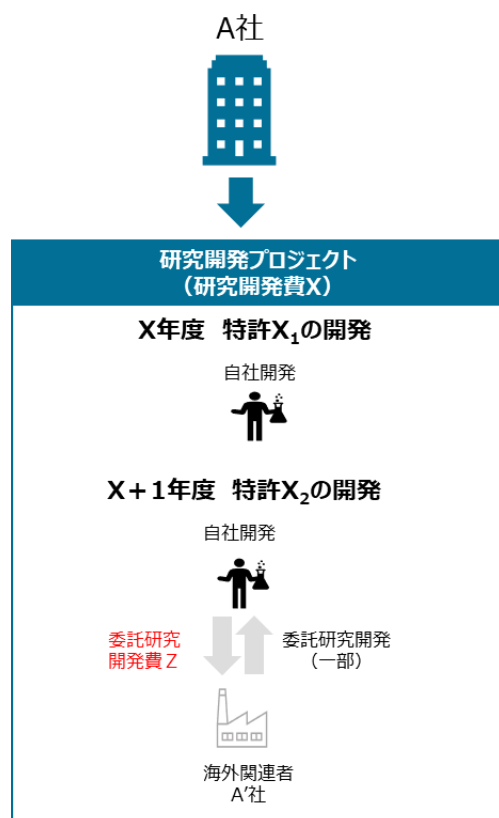
$$(\text{研究開発費の額}) = (\text{プロジェクトの研究開発費})$$

※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。

※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその附属設備以外の資産は供用した事業年度にその取得価格を計上

※令和7年4月1日以後に開始した事業年度において、X+1年度の2つ目の特許権の取得時までに支出した研究開発費の合計額を計上

$$(\text{適格研究開発費の額}) = (\text{プロジェクトの研究開発費}) - (\text{A'への委託研究開発費})$$



$$\text{特許権2つの自己創出比率} = \frac{X-Z}{X}$$

特許X₁及び特許X₂の開発に要した研究開発費：X
 ※研究開発費Xには委託研究開発費Zが含まれる。

1つの研究開発プロジェクトから複数の対象知的財産が得られる場合がありますが、その場合であっても、取引単位での自己創出比率計算の原則は変わりません。この事例では、X年度からX

+1年度にかけて研究開発プロジェクトを行っているため、X年度及びX+1年度の研究開発費の合計額であるXが自己創出比率の分母にあたります。また、プロジェクトの途中(X+1年度)から海外子会社等へのアウトソーシングが開始されていますが、この部分は、「国内で」行ったことになりませんので、適格研究開発費の額から除かれることになります。

(3) 国内子会社等に委託する場合

A社は、対象知的財産である特許権を1件保有している。この特許権は、A社の国内子会社等(税法上の関連者に該当)であるA社の中央研究所A'の一部を委託して開発したものであり、A社が出願する権利を有しているものである。

A社は、B社に、この特許権の通常実施権を設定することによって、対象となる知的財産由来の所得を得ている(本ケースは令和9年度以降に発生した適格譲渡取引を想定)。

(自己創出比率) = (適格研究開発費の額) / (研究開発費の額)

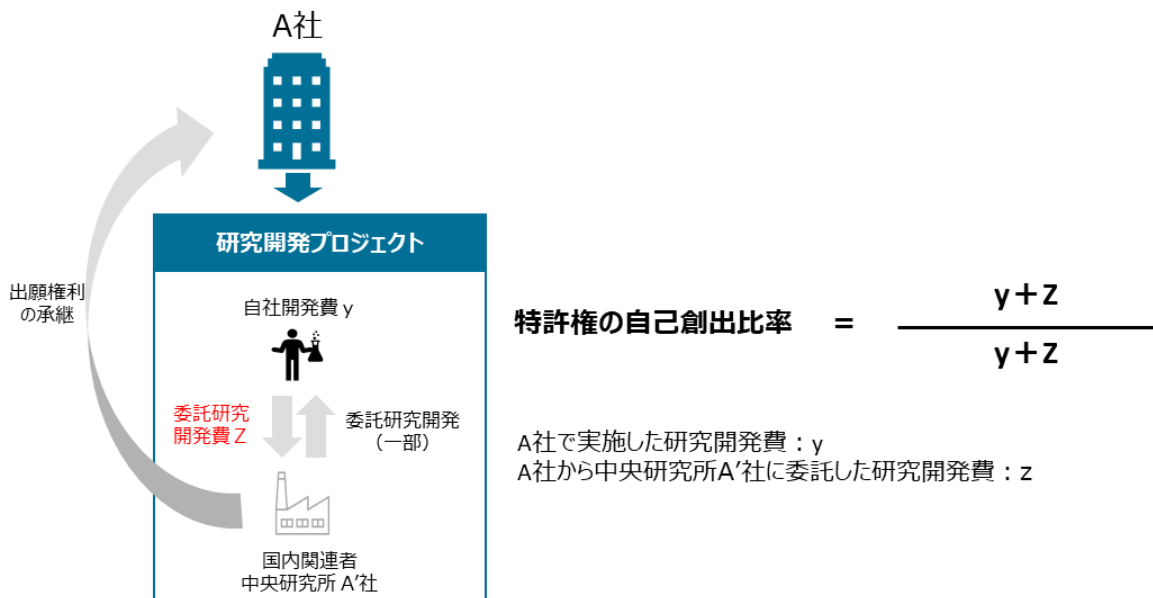
(研究開発費の額) = (A社の研究開発費用) + (中央研究所A'への委託研究開発費)

(適格研究開発費の額) = (A社の研究開発費用) + (中央研究所A'への委託研究開発費)

※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。

※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその附属設備以外の資産は供用した事業年度にその取得価格を計上

※令和7年4月1日以後に開始した事業年度において、特許権の取得時までに支出した研究開発費の合計額を計上



中央研究所を子会社等として有しており、その中央研究所に研究開発を委託する場合については、自己創出比率の計算上、実質的に「国内で自ら」行った場合と同等であると考えられるため、この委託研究開発費は適格研究開発費の額に含めることになります。

なお、その場合であっても、全ての研究開発活動が子会社等でされている場合や、特許出願を国内子会社等で行い、子会社等の名義で登録された特許権を譲り受けた場合は、対象知的財産と

しての要件である「国内で自ら」開発されたことにならないため、本税制の適用を受けることができないことに留意が必要です。

(4) 海外子会社等を経由して第三者に委託した場合

A社は、対象知的財産である特許権を有している。この開発にあたっては、海外子会社等を通じて検査等を行う第三者に委託し、研究開発費が発生した。なお、海外子会社等は、この委託に関して利益を得ていない。

A社は、B社に、この特許権の通常実施権を設定することによって、対象となる知的財産由来の所得を得ている（本ケースは令和9年度以降に発生した適格譲渡取引を想定）。

(自己創出比率) = (適格研究開発費の額) / (研究開発費の額)

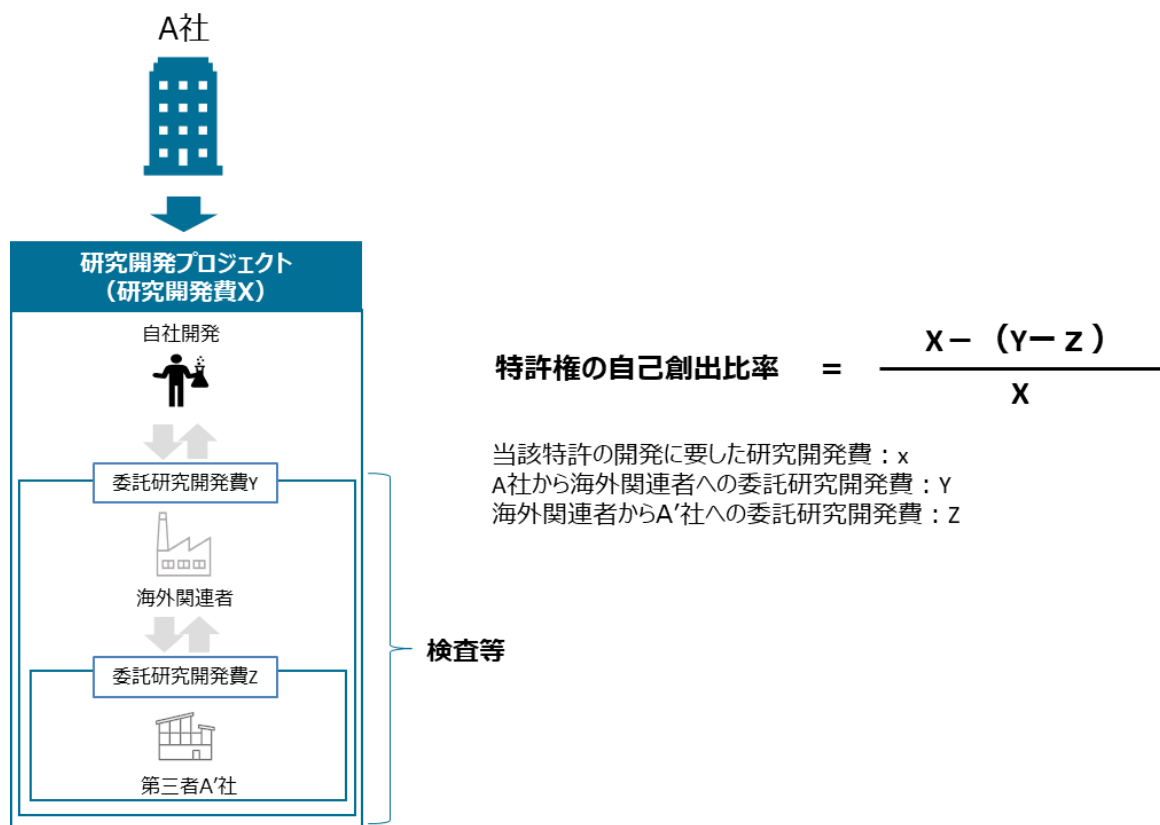
(研究開発費の額) = (プロジェクトの研究開発費)

(適格研究開発費の額) = (プロジェクトの研究開発費)
 - (海外子会社等における契約に要する費用)

※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。

※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその付属設備以外の資産は供用した事業年度にその取得価格を計上

※令和7年4月1日以後に開始した事業年度において、特許権の取得時までに出した研究開発費の合計額を計上



製薬業界において、治験をCRO (Contract Research Organization) に委託する場合であって、治験を海外で行うために海外子会社等を通じて契約するケースが見られます。この場合は、海外子会社等に一旦アウトソーシングした上で、第三者にアウトソーシングされることになるた

め、外形的には、海外子会社等へのアウトソーシングとなるため、この委託費は適格研究開発費に算入されないと考えられますが、本ケースにおいては、例外として、海外子会社等を通じて第三者に対して再委託する研究開発に係る研究開発費の額に相当する額は適格研究開発費に算入できます。

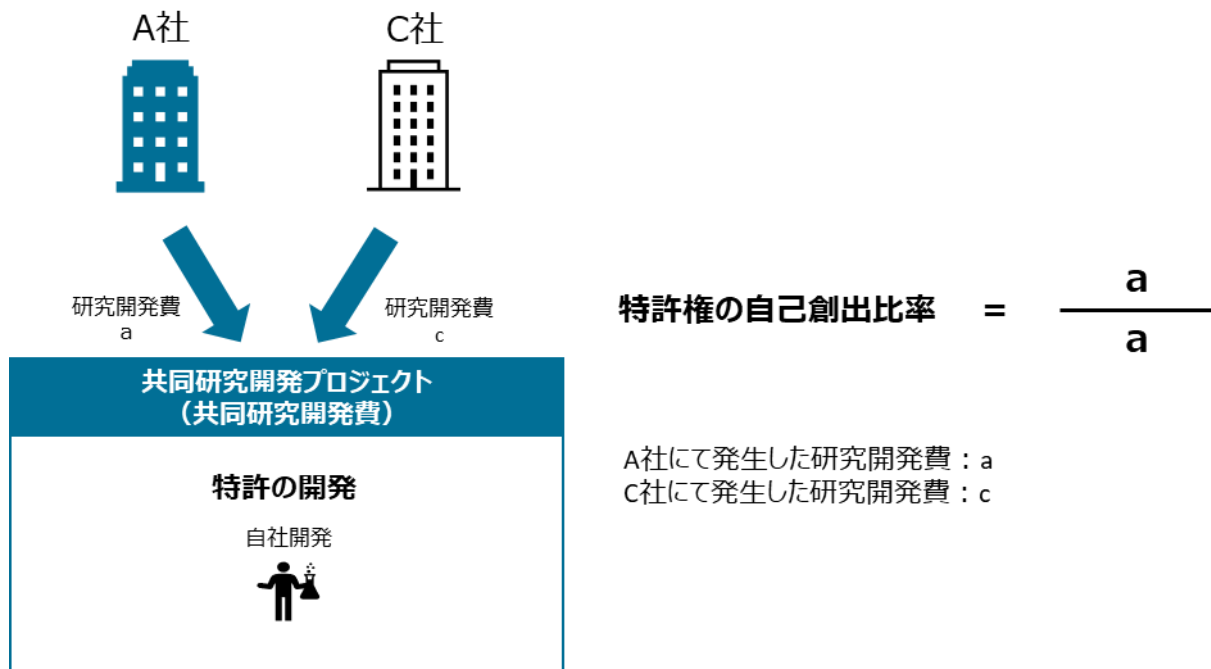
なお、海外子会社等において発生する、第三者へのアウトソーシングの契約に要する経費が、本税制の適用を受けようとする企業の研究開発費に含まれる場合は、この契約関連の経費は適格研究開発費から外されることになります。

(5) 共同研究開発の場合

A社は、対象知的財産である特許権をC社と共同で有している。この特許権の開発に直接関連する研究開発プロジェクトは、第三者であるC社と共同で行ったものである。
 A社は、C社とともにB社に、この特許権の通常実施権を設定することによって、特許権の持分に応じて、対象となる知的財産由来の所得を得ている（本ケースは令和9年度以降に発生した適格譲渡取引を想定）。

(自己創出比率) = (適格研究開発費の額) / (研究開発費の額)
 (研究開発費の額) = (A社において発生したプロジェクトの研究開発費)
 (適格研究開発費の額) = (A社において発生したプロジェクトの研究開発費)

- ※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。
- ※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその付属設備以外の資産は供用した事業年度にその取得価格を計上
- ※令和7年4月1日以後に開始した事業年度において、特許権の取得時までに支出した研究開発費の合計額を計上



大学や他社と共同で研究開発を行った成果として、対象知的財産を取得した場合、持分に応じて対象となる知的財産由来の所得が得られるケースが考えられます。研究開発費等の額を計算す

る際には、本税制の適用を受けようとする企業に発生した研究開発費の額に着目して自己創出比率を計算することになります。共同研究開発の相手方において発生している費用は計算に入れないことに留意が必要です。

(6) 第三者アウトソーシングの場合

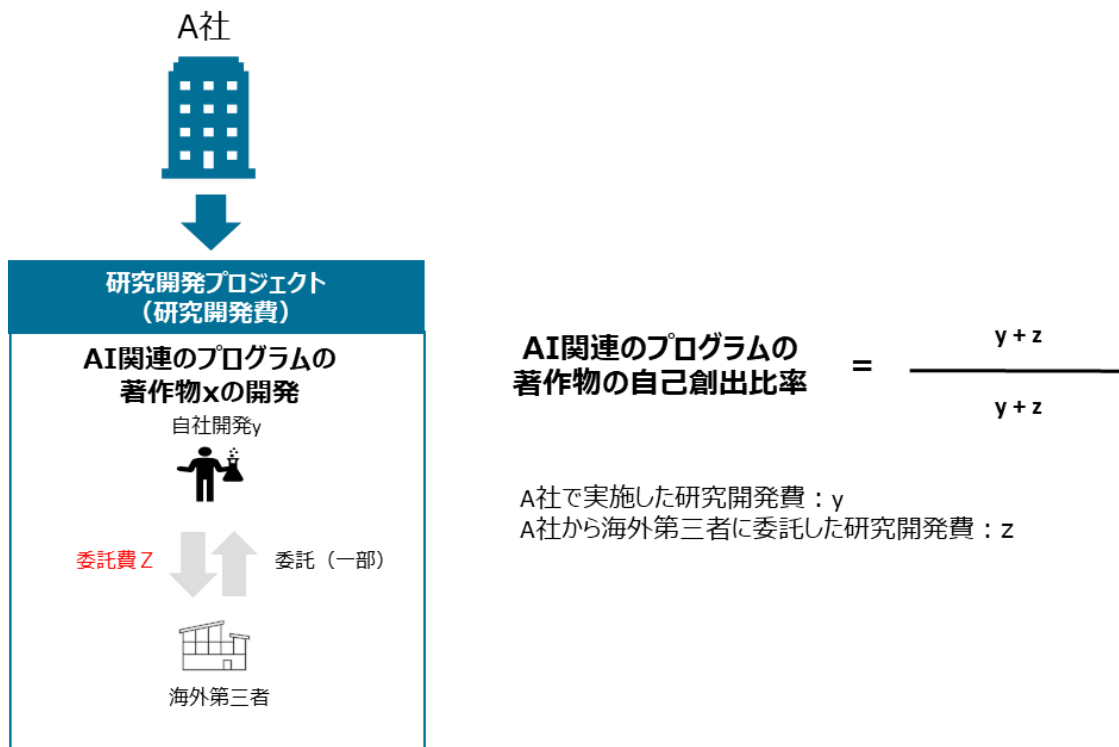
A社は、対象知的財産であるAI関連のプログラムの著作物を有している。このプログラムの開発にあたって、海外の第三者にコーディング作業の委託を行った（当該プログラムに係る著作権はA社に帰属していることが必要）。

A社は、A社の複数のユーザーに、このAI関連のプログラムの著作物に係る使用許諾契約を締結し、クラウド上で提供することによって、対象となる知的財産由来の所得を得ている（本ケースは令和9年度以降に発生した適格譲渡取引を想定）。

$$\begin{aligned} \text{(自己創出比率)} &= \text{(適格研究開発費の額)} \div \text{(研究開発費の額)} \\ \text{(研究開発費の額)} &= \text{(AI関連のプログラムの著作物の研究開発費)} \\ \text{(適格研究開発費の額)} &= \text{(AI関連のプログラムの著作物の研究開発費)} \end{aligned}$$

※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。 ※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその付属設備以外の資産は供用した事業年度にその取得価格を計上

※令和7年4月1日以後に開始した事業年度において、AI関連のプログラムの著作物の製作時までに支出した研究開発費の合計額を計上



AI関連のプログラムの著作物の製作に際して、第三者に委託する場合、IV. 3. (1)に沿って、委託に要した研究開発費は適格研究開発費の額に含まれます。この取扱いは、第三者が国内外いずれに所在しているかによって変わりません。

なお、全ての研究開発費を第三者が担う場合、その研究開発により製作された AI 関連のプログラムの著作物によって A 社が所得を得たとしても制度の対象外となります。

(7) 第三者から適格特許権等について独占的なライセンスの設定を受けた場合

A 社は C 社（第三者）から、同社が開発した基盤モデル（適格特許権等）の独占的な使用許諾を受け、特化型モデル（対象知的財産である AI 関連のプログラムの著作物）を開発したものである。A 社は、B 社に、この対象知的財産の使用許諾を設定することによって、対象となる知的財産由来の所得を得ている（本ケースは令和 9 年度以降に発生した適格ライセンス取引を想定）

(自己創出比率) = (適格研究開発費の額) / (研究開発費の額)

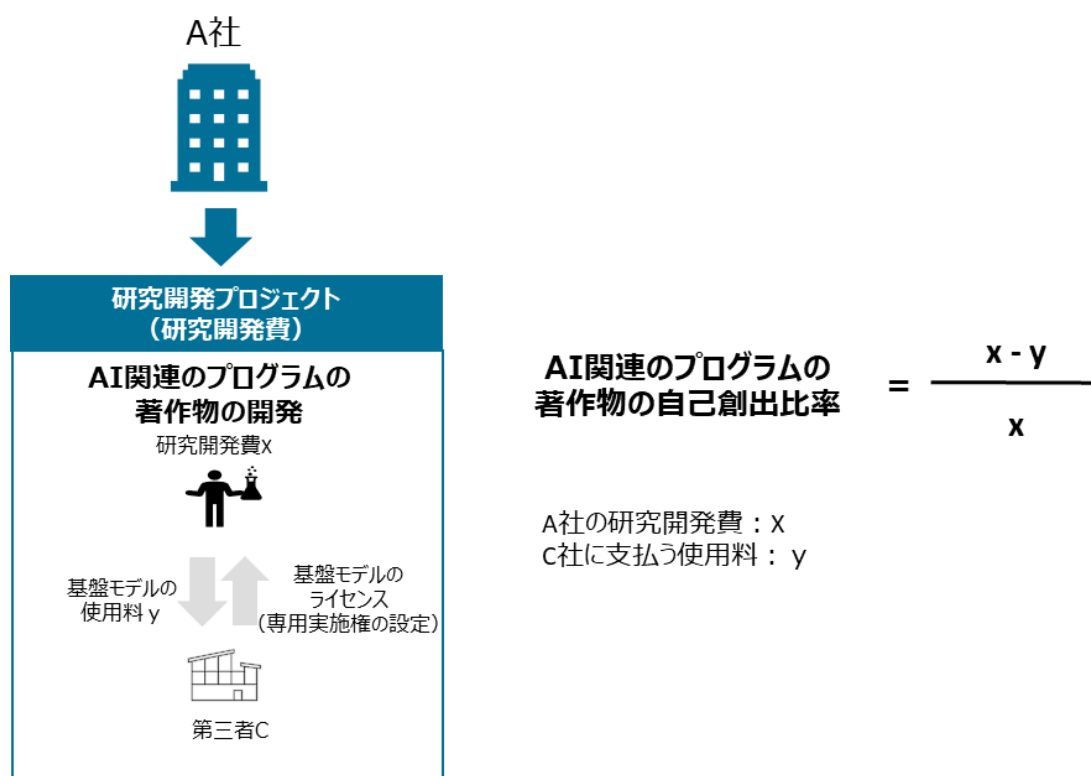
(研究開発費の額) = (A 社が特化型モデルの開発に要した研究開発費)

(適格研究開発費の額) = (A 社が特化型モデルの開発に要した研究開発費) - (A 社が C 社に支払う使用料)

※研究開発費の額には建物及びその附属設備に係る額は含まれない。

※研究開発費から資産の償却費及び支払利子等は除く。建物費及びその付属設備以外の資産は取得時にその取得価格を計上

※令和 7 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において、特化型モデル（AI 関連のプログラムの著作物）の製作時までに出した研究開発費の合計額を計上



対象知的財産の取得又は製作に際して、第三者から適格特許権等について独占的なライセンス等により借受けた場合、IV. 3. (1) に沿って、当該借受けに要したライセンス料及び使用料は適格研究開発費の額の計算から除くこととなります。この取扱いは、第三者が国内外いずれに所在しているかによって変わりません。

なお、借受けのライセンス取引等に係る費用は、専用実施権又は仮専用実施権その他特許権を独占的に使用する行為に限って適格研究開発費から除外され、非独占的な通常実施権又は仮通常実施権による借受けの場合は適格研究開発費の額から除く必要はありません。

5. 経過措置について

本税制は令和7年4月1日から施行されますが、自己創出比率の計算にあたり、本税制施行前の、対象知的財産に直接関連する研究開発費及び適格研究開発費の額を遡及的に計算することは事務的な負担が大きいことから、対象事業年度が令和9年4月1日前に開始した事業年度である場合において、その対象事業年度において行った適格ライセンス取引又は適格譲渡取引に係る対象知的財産のいずれかに直接関連する研究開発に係る研究開発費の額が申告法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度において生じているときは、経過措置により計算を行うこととされています。

経過措置による場合の自己創出比率の計算における研究開発費及び適格研究開発費の額については、本税制の減税措置を受けようとする事業年度とその対象事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度（以下、「計算対象事業年度」という。）の企業全体の研究開発費及び適格研究開発費の額を合計することで足りません（経過措置による場合においては、研究開発費から建物及びその附属設備に係る額は除く必要はありません）。つまり、適格ライセンス取引又は適格譲渡取引に含まれる対象知的財産に直接関連する研究開発プロジェクトごとに、研究開発費及び適格研究開発費の額を計算する必要はありません。なお、この場合の研究開発費及び適格研究開発費の額については、会計上の研究開発費を元に、資産の償却費及び支払金利等に関する所要の調整が必要となります。この点は、IV. 2. (3)を参照してください。

また、各計算対象事業年度において適格ライセンス取引又は適格譲渡取引が複数存在している場合は、まずこれらの取引から生じた対象となる知的財産由来の所得（又は欠損）を合算した上で、自己創出比率を乗じることになります。これは、企業単位で自己創出比率を出す考え方であるため、対象となる知的財産由来の所得も企業単位で計算するという考え方にに基づきます。この点は、経過措置によらない場合の考え方と異なりますので留意が必要です。

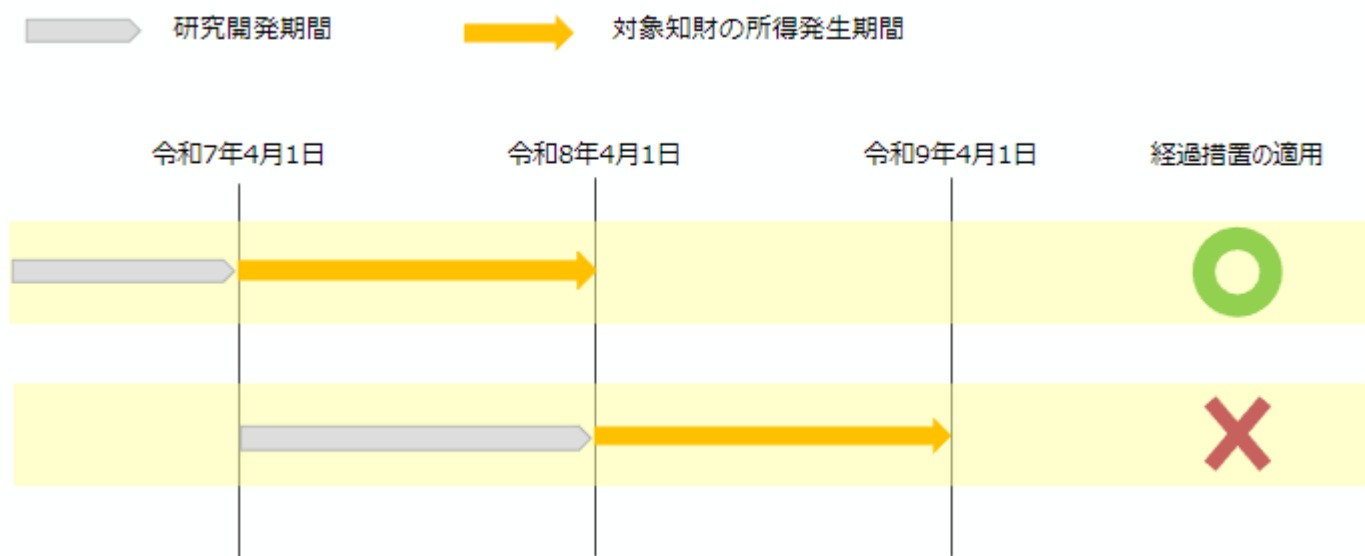


図 4-1 経過措置の適用イメージ

V. 経産省による証明書の交付手続きについて

1. 証明書の交付手続きの概要

本税制の適用にあたり、対象知的財産であることや、その知的財産に関連する研究開発の判別を経済産業省にて確認・証明を行います。

複数年継続して契約しているライセンスについては、過去に一度その取引に関連する特許権等に関する情報を経済産業省において確認していることから、様式3（取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報）において、その特許権等のみに関連する特許権取得等研究開発活動に関する情報を記入する必要はありません。

なお、過年度において一度でも証明書の交付を受けた場合は、対象取引の所得がマイナスとなる年度（不適用事業年度）においても証明書を発行することになります。対象所得がマイナスとなる年度の証明書は、次回適用時の年度に併せて提出いただくことになります。

また、AI関連であるか否かの判定は、経済産業省の証明書の交付手続きに際して、事前に専門的知見を有する第三者（一般社団法人ソフトウェア協会）からAI関連のプログラムの著作物に係る証明を受けることとなります。その際、当該第三者は、申告法人から申請のあった対象プログラムがAI関連のプログラムの定義に規定される機能を発揮するものか、研究開発の内容がAI関連の定義に該当する要素の創出につながっているか否かについて確認し、証明書を発行します。

AI関連のプログラムの定義に規定される機能を発揮するものかを確認するための証跡としては、一般公開資料（ソフトウェア/サービスのカタログ、パンフレット、リーフレット、HP、スペック表等、税制対象となるAI関連のプログラムであることが確認できるもの）の提示を基本とし、機能配置・機能説明に相当する情報が左記資料で確認できない場合は事業者による自由記述による申請書等により確認することとします。プログラム区分ごとに以下の証跡を提出する必要があります。

プログラム区分	具体例	証跡案（共通）	証跡案（個別）
専らAI専用の制御・基本ソフトウェア （ハードウェア制御、仮想化、OS等）	GPU as a Service等	<ul style="list-style-type: none"> 機能概要 ※機能配置と機能説明が記載されているもの ※機能配置図/機能設計書相当の資料を提出、もしくは当該資料と同等の内容を自由記述 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様（GPU/CPU、コア数、メモリ量、ディスク容量、回線等）
AIモデル（基盤モデル、基礎モデル）	GPT、tsuzumi、PLaMo等		<ul style="list-style-type: none"> ベースアーキテクチャ（transformer等のモデル・フレームワーク） 使用GPU量（世代、ノード数等） 学習手法
AIモデル（個別/特化モデル）	製薬特化モデル等		<ul style="list-style-type: none"> 追加/強化学習の元となるAIモデル 学習手法
機械学習・開発支援ツール	開発ライブラリ（Pytorch、LangChain）等		<ul style="list-style-type: none"> ライブラリ一覧 既存の公開/他社ライブラリを拡張している場合はそのライブラリの明示
学習データ支援ツール	タグ付ツール等		<ul style="list-style-type: none"> アノテーション/タグ付け等の手法
AI共通支援機能	RAG等		<ul style="list-style-type: none"> 専らAIの性能向上目的のための支援機能であることの証左 （それ単体で別用途にも使えるものは原則NG）

図 5-1 プログラム区分ごとの証跡イメージ

2. 特許権に係る確認事項、提出書類及び保管書類

申請企業から提出された様式2の特許権の概要及び様式3の研究開発の内容から、特許権が国内で自ら開発して生まれたものであること、令和6年4月1日以後に登録されたものであること等を確認し、証明書を交付します。具体的には以下の情報に基づき、経済産業省が、当該特許権に関連する研究開発を自社が支出し、自社で研究開発が実施されていること、当該特許権と研究開発に関連性があること、当該特許権が令和6年4月1日以後に登録されていることを確認します。

- ・ 様式 2 の特許権に関する情報（特許番号、登録日及び特許公報から得られる情報）
- ・ 様式 3 の研究開発の内容、知的財産と研究開発を紐づける情報（特許を創出するにあたって行われた研究開発テーマ・プロジェクトの概要、研究開発拠点に関する情報（研究所名）、研究推進体制（担当部署）、研究開発テーマ・プロジェクトと対象知的財産の関係についての説明）

3. AI 関連のプログラムの著作物に係る確認事項、提出書類及び保管書類

申請企業から提出された様式 2 のプログラムの概要及び様式 3 の研究開発の内容から、プログラムが国内で自ら開発したものであること、令和 6 年 4 月 1 日以後に製作を完了したこと等を確認し、証明書を交付します。具体的には以下の情報に基づき、経済産業省が、当該プログラムの製作に関連する研究開発を自社が支出し、自社で研究開発が実施されていること、当該プログラムと研究開発に関連性があること、プログラムの製作又は改良の完了を社内的に決定した日が令和 6 年 4 月 1 日以後であることを確認します。

この際、専門的知見を有する第三者からの証明書の内容も参考とします。

なお、個別具体のプログラムの著作物性の有無については、最終的には司法の場における判断となるため、この点を経済産業省において確認し、証明をすることはありません。

- ・ AI 関連のプログラムであることの第三者の証明書
- ・ 様式 2 のプログラム名、プログラムを製作した日、プログラムの概要、プログラムの用途、AI 技術をどのように活用しているのか、
- ・ 様式 3 の研究開発の内容、知的財産と研究開発を紐づける情報（プログラムの著作物を製作するにあたって行われた研究開発テーマ・プロジェクトの概要、研究開発拠点に関する情報（研究所名）、研究推進体制（担当部署）、研究開発テーマ・プロジェクトと対象知的財産の関係についての説明）
- ・ AI 関連のプログラムの著作物の製作に関する研究開発計画書と実績報告書。また、特に提出を求めるものではないものの、決裁の稟議書・決裁済文書、労務管理情報、バックログ等の社内の情報については少なくとも本税制の適用を受けた金額として申請した事業年度の末日の翌日から 5 年間は保管を求める。

4. 経済産業省における交付手続き及び税務申告の手続きフロー

企業は、本税制の適用を受けるために経済産業省に申請書を提出する必要があります。様式 1～3 の書類について、必要事項を記入の上、事業会社（納税対象者）の事業年度末日の 60 日前～30 日後の期間に経済産業大臣への証明書交付申請を行う必要があります。経済産業省内で基準を満たしているか等の審査を行い、申請から 60 日以内に経済産業大臣による証明書を交付します。税務申告の際、この証明書を添付の上、申告を行ってください。なお、申請に先立って経済産業省への事前相談を行うことが可能です。事前相談は通年で対応しており、本申請の際の手続きがスムーズになりますので、ご活用をお勧めします。

イノベーション拠点税制の適用に向けた経産省の確認手順のフロー

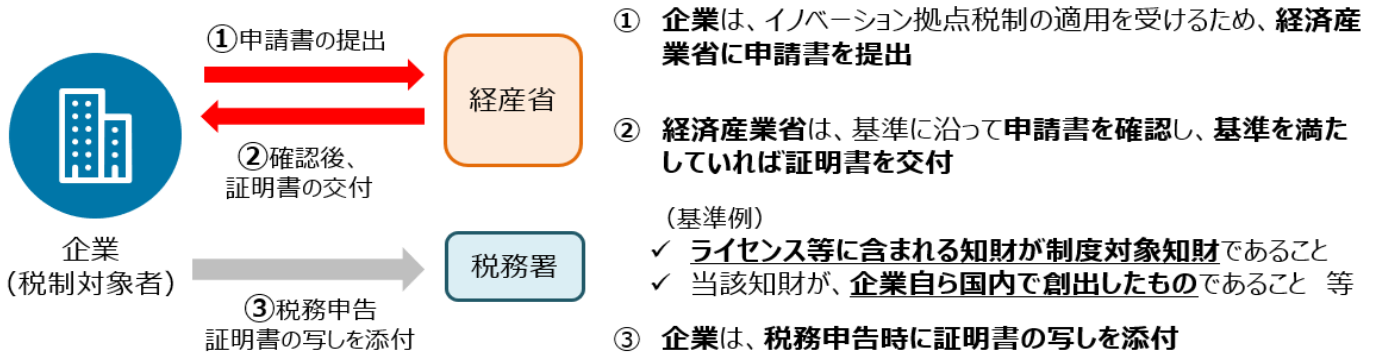


図 5-2 経済産業省における交付手続き及び税務申告の手続きフロー

(参考) 3月決算企業における証明書発行手続きのタイムライン

3月決算企業における証明書発行に係るフローのイメージは以下のとおり。

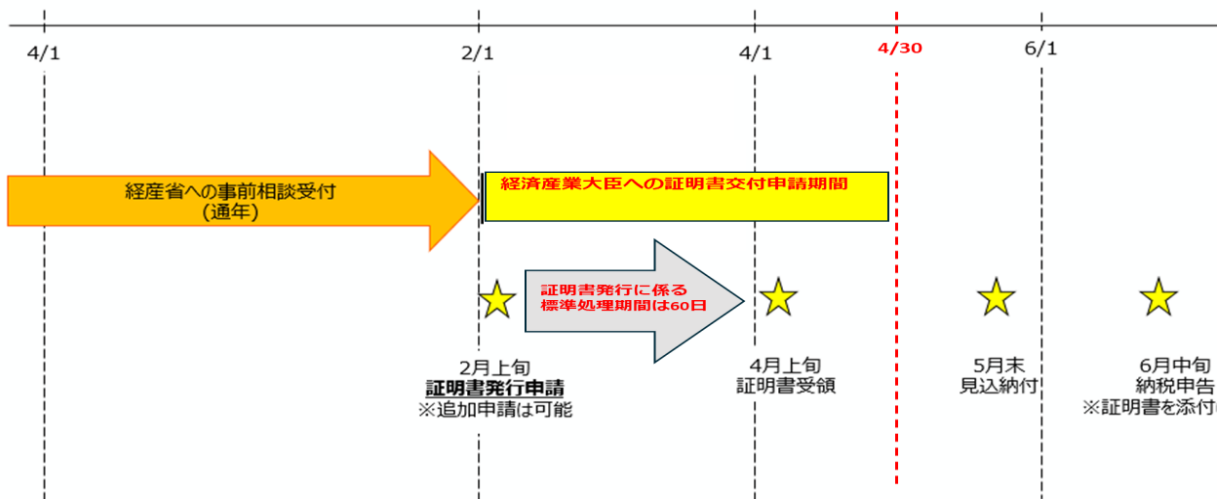


図 5-3 3月決算企業における証明書発行手続きのタイムライン

VI. 参考様式
様式 1

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項に基づく経済産業大臣の証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号
名 称
住 所
代表者の氏名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 取引関連特許権等に関する情報（様式2のとおり）
2. 取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報（様式3のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 2

取引関連特許権等に関する情報

当社の取引関連特許権等に関する情報は、以下のとおりです。

1. 特許権

番号	特許番号	登録日	備考
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
1-5			

2. 人工知能関連プログラムの著作物

番号	製作日	プログラムの名称	プログラムの概要	人工知能関連技術の活用状況	備考
2-1					
2-2					
2-3					
2-4					
2-5					

- 様式 2 に記載した取引関連特許権等は、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものではありません。
- 様式 2 に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 「取引関連特許権等に関する情報」に関し、記載した取引関連特許権等が、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものではないことを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

（記載要領）

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 外国において設定の登録がされた特許権の特許番号を記載する場合は、備考欄に登録がされた

国名を記載すること。

4. 過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等と同じものを記載する場合は、備考欄に前回証明を受けた日付及びその際の申請書中様式2における番号を記載すること。
5. 人工知能関連プログラムの製作日は、プログラムの製作が完了した日を記載すること。

様式 3

取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報

当社が様式 2 に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報は以下のとおりです。

なお、様式 2 に記載した取引関連特許権等とその特許権取得等研究開発活動との関係性は様式 3 - 1 のとおりです。(様式 2 に記載した取引関連特許権等が複数である場合に限る)

研究開発テーマ A			
実施内容			
実施目的			
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との 関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容及びその目的			
上記研究テーマとの 関連性			
研究開発テーマ B			
実施内容			
実施目的			
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との 関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容			

実施目的			
上記研究テーマとの関連性			
研究開発テーマC			
実施内容			
実施目的			
実施時期	令和7年4月1日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容			
実施目的			
上記研究テーマとの関連性			

- 様式3に記載した特許権取得等研究開発活動のうち、特許権譲受等活動、海外関連者委託研究開発活動及び国外事業所等研究開発活動は、当該様式に記載しているもの以外はありません。(ただし、記載要領にのっとり、記載が必要な場合に限る。)

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報」に関し、各研究開発テーマが取引関連特許権等と関連していることを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求められることがある。

(記載要領)

1. がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 令和9年4月1日より前に開始した事業年度における省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けようとする場合において、

様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に係る研究開発費が令和7年4月1日より前に開始した事業年度において生じている場合は、各研究開発テーマにおける①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄は記載しなくて良い。

4. 前項に該当する場合を除き、様式2に記載した取引関連特許権等のうち、過去に証明を受けた際の様式3に記載した取引関連特許権等のみに関連する研究開発テーマ（過去に証明を受けた際の申請書に記載した研究開発テーマにおいて、①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄があったものに限る。）及び過去に証明を受けた際の様式3-1に記載した取引関連特許権等のみに関連する特許権等取得研究開発活動等との関係性は記載しなくて良い。

様式 3 - 1

様式 2 に記載した取引関連特許権等と特許権等取得研究開発活動等との関係性

		研究開発テーマ		
		A	B	C
取引関連特許権等	1-1			
	1-2			
	1-3			
	1-4			
	1-5			
	2-1			
	2-2			
	2-3			
	2-4			
	2-5			

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 様式 2 に記載した取引関連特許権等の取得にあたり、様式 3 に記載した各研究開発テーマを実施している場合には○を記すこと。
2. 行又は列が足りない場合は、追加すること。

様式 4

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明

年 月 日

事業者名 殿

経済産業大臣 名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定により、 年 月 日付で申請のあった、知的財産権の活用の状況等に関する事項について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に、以下の期間において適合することを証する。

なお、知的財産権の活用の状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

適合期間： 年度 ・ 年度から 年度

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 5

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する経済産業大臣の変更証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法人番号
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第四の5の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第三に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

1. 変更内容

変 更 前	変 更 後

2. 変更の趣旨及び変更後も産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に適合するとする理由

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 6

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する経済産業大臣の変更証明

年 月 日

事業者名 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で変更確認申請のあった知的財産権の活用の状況等に関する事項については、引き続き、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に適合することを証する。

なお、知的財産権の活用の状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式記載例：モデルケース（エアバッグ、初年度）

ある法人〇〇は、以下の研究開発テーマから創出された、以下の特許権を取得し、取得された特許権についてライセンス契約を令和9年度に結びライセンス所得を取得した。法人〇〇は、当該ライセンス所得についてイノベーション拠点税制の適用を受けるため、経済産業省に申請書を提出した。

なお、法人〇〇は、特許権ごとに研究開発費等の管理を行っている。

○特許権等について

- ・特許 XXXXXXX 号（以下、「1-1」という。）
 - 令和9年9月1日に日本国特許庁にて登録。
 - 研究開発テーマAによって生み出された。
 - 三室構造型フロントエアバッグの新型制御システムに関する特許。

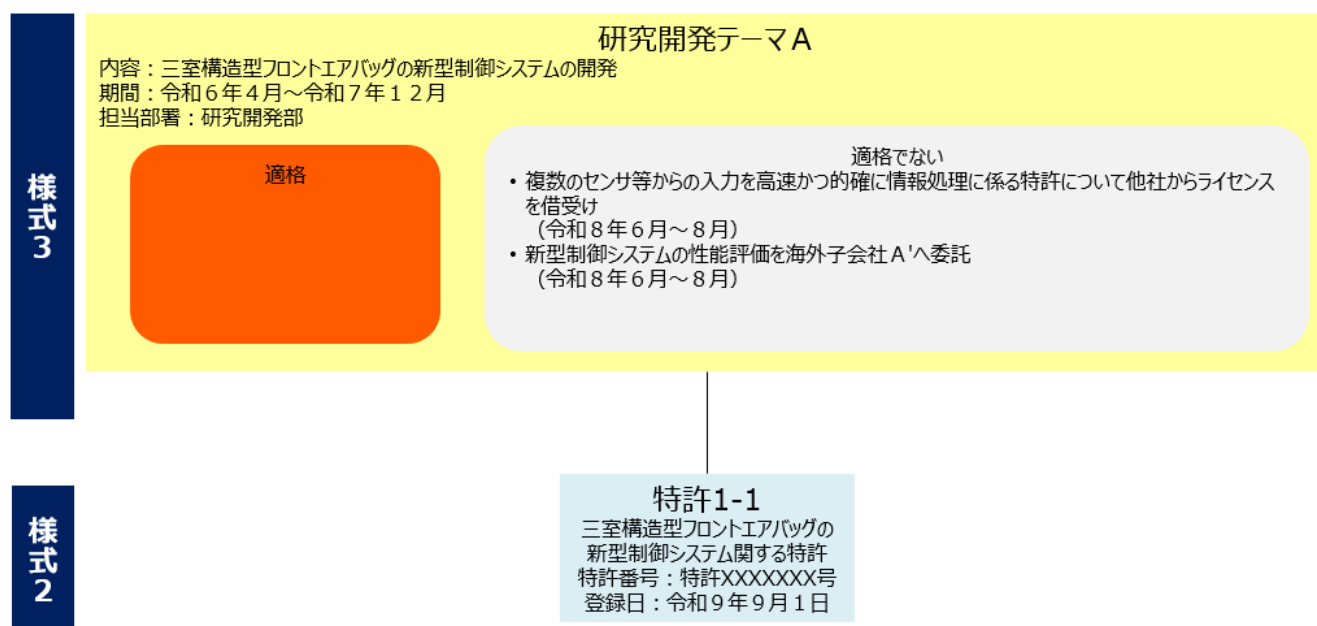
○研究開発テーマについて

- ・研究開発テーマA（令和7年4月～令和8年10月、研究開発部）
 - 三室構造型フロントエアバッグの新型制御システムの開発を目的とする。
 - 適格研究開発費に計上される研究開発のほかに以下を行った。
 - ライセンス契約で他社から適格特許権を借受け（令和8年6～8月）
 - ✓ 借受けた特許権は複数のセンサ等からの入力を高速かつ的確に情報処理する発明
 - 海外子会社A'に研究開発を委託（令和8年6～8月）
 - ✓ 新型制御システムの性能評価を依頼した。

イメージ図

令和9年度における取引

※ 適格…以下を除く、事業者が主に自ら国内で行う研究開発。
①対象知財の譲受・借受、②海外関連者への委託、③PEにおける活動



様式 1

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項に基づく経済産業大臣の証明申請書

令和10年 3月30日

経済産業大臣 名 殿

法人番号 4000012090001
名 称 株式会社 ○○
住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1
代表者の氏名 経産 太郎

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 取引関連特許権等に関する情報（様式2のとおり）
2. 取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報（様式3のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 2

取引関連特許権等に関する情報

当社の取引関連特許権等に関する情報は、以下のとおりです。

1. 特許権

番号	特許番号	登録日	備考
1-1	特許第 XXXXXXXX 号	令和 8 年 9 月 1 日	
1-2			
1-3			
1-4			
1-5			

2. 人工知能関連プログラムの著作物

番号	製作日	プログラムの名称	プログラムの概要	人工知能関連技術の活用状況	備考
2-1					
2-2					
2-3					
2-4					
2-5					

- 様式 2 に記載した取引関連特許権等は、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものではありません。
- 様式 2 に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 「取引関連特許権等に関する情報」に関し、記載した取引関連特許権等が、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものではないことを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

（記載要領）

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 外国において設定の登録がされた特許権の特許番号を記載する場合は、備考欄に登録がされた

国名を記載すること。

4. 過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等と同じものを記載する場合は、備考欄に前回証明を受けた日付及びその際の申請書中様式2における番号を記載すること。
5. 人工知能関連プログラムの製作日は、プログラムの製作が完了した日を記載すること。

様式 3

取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報

当社が様式 2 に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報は以下のとおりです。

なお、様式 2 に記載した取引関連特許権等とその特許権取得等研究開発活動との関係性は様式 3 - 1 のとおりです。(様式 2 に記載した取引関連特許権等が複数である場合に限る)

研究開発テーマ A			
実施内容	<p><三室構造型フロントエアバッグの新型制御システムの開発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアバックの各室の内圧を衝突角度に応じて独立制御するシステムの構築 ・エアバック内圧測定試験 ・衝突条件に係るデータ収集 ・上記システム及びデータに基づくシミュレーションによる衝突試験 ・実車両による衝突試験・性能評価 		
実施目的	乗員保護性能の向上を図ることができるフロントエアバッグを開発することを目的とする。		
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署	研究開発部		
取引関連特許権等との関連性	本活動において、1-1 に必要な主たる研究開発を実施。		
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	車両に搭載された複数のセンサ及びカメラモジュールからの入力情報を高速かつ的確に情報処理した上で出力情報を入力する技術に関する特許を他社から借受けた。	車両の衝突条件、車体構造モデル、ダミー人形モデル、エアバッグやシートベルトなどの拘束装置の特性を適切にモデル化し、それらの動的な接触解析を行って、頭部の角加速度などの指標を用いて乗員保護性能の	なし

		評価を実施。	
実施目的	車両の衝突条件を精度高く算出することを目的とする。	新型制御システムの性能評価をすることを目的とする。	—
上記研究テーマとの関連性	新型制御システムの構築に必要であったため。	新型制御システムの構築に必要であったため。	—

- 様式3に記載した特許権取得等研究開発活動のうち、特許権譲受等活動、海外関連者委託研究開発活動及び国外事業所等研究開発活動は、当該様式に記載しているもの以外はありません。(ただし、記載要領にのっとり、記載が必要な場合に限る。)

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報」に関し、各研究開発テーマが取引関連特許権等と関連していることを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求められることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 令和9年4月1日より前に開始した事業年度における省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けようとする場合において、様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に係る研究開発費が令和7年4月1日より前に開始した事業年度において生じている場合は、各研究開発テーマにおける①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄は記載しなくて良い。
4. 前項に該当する場合を除き、様式2に記載した取引関連特許権等のうち、過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等のみに関連する研究開発テーマ(過去に証明を受けた際の申請書に記載した研究開発テーマにおいて、①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄があったものに限る。)は記載しなくて良い。

様式 3 - 1

様式 2 に記載した取引関連特許権等と特許権等取得研究開発活動等との関係性

		研究開発テーマ		
		A	B	C
取引関連特許権等	1-1	○		
	1-2			
	1-3			
	2-1			

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 様式 2 に記載した取引関連特許権等の取得にあたり、様式 3 に記載した各研究開発テーマを実施している場合には○を記すこと。
2. 行又は列が足りない場合は、追加すること。

様式 4

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明

令和10年 4月15日

株式会社〇〇 殿

経済産業大臣 名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定により、令和10年3月30日付で申請のあった、知的財産権の活用の状況等に関する事項について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に、以下の期間において適合することを証する。

なお、知的財産権の活用の状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

適合期間： 令和9年度 ・ 年度から 年度

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式記載例：モデルケース（電機関係、初年度）

ある法人〇〇は、以下の研究開発テーマから創出された、以下の特許権及びA I 関連のプログラムを取得及び製作し、取得された特許権についてライセンス契約を令和 9 年度に結びライセンス所得を取得した。また、製作されたA I 関連のプログラムの著作物について使用許諾契約を令和 9 年度に結びライセンス所得を取得した。法人〇〇は、当該ライセンス所得についてイノベーション拠点税制の適用を受けるため、経済産業省に申請書を提出した。

なお、法人〇〇は、研究開発プロジェクト単位で研究開発費等の管理を行っている。

○特許権等について

- ・特許 XXXXXXXX 号（以下、「1-1」という。）
 - 令和 8 年 9 月 1 日に日本国特許庁にて登録。
 - 研究開発テーマAによって生み出された。
 - 省エネ性能の高い洗濯機向けモータの製造方法に関する特許。
- ・特許 YYYYYYYY 号（以下、「1-2」という。）
 - 令和 8 年 1 0 月 1 日に米国特許商標庁にて登録。
 - 研究開発テーマAによって生み出された。
 - 省エネ性能の高い洗濯機向けモータの製造方法に関する特許。
- ・特許 ZZZZZZZZ 号（以下、「1-3」という。）
 - 令和 8 年 1 2 月 1 日に日本国特許庁にて登録。
 - 研究開発テーマA及びBによって生み出された。
 - 洗濯機における消費電力の測定方法に関する特許。
- ・消費電力推定A I モデル（以下、「2-1」という。）
 - 令和 7 年 1 0 月 3 0 日に製作。
 - 研究開発テーマB及びCによって生み出された。
 - 使用環境に応じたモータの消費電力を推定するA I モデルに関するプログラム。

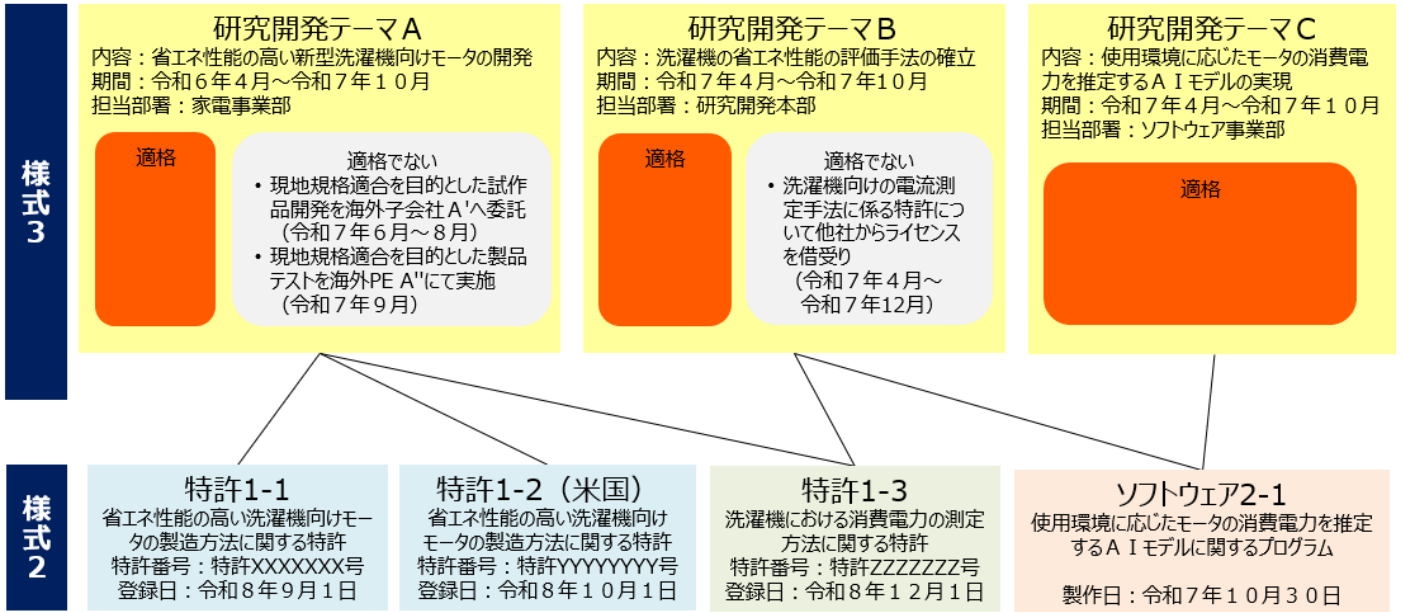
○研究開発テーマについて

- ・研究開発テーマA（令和 6 年 4 月～令和 7 年 1 0 月、家電事業部）
 - 省エネ性能の高い新型洗濯機向けのモータの開発を目的とする。
 - 適格研究開発費に計上される研究開発のほかに以下を行った。
 - 海外子会社A' に研究開発を委託（令和 7 年 6～8 月）
 - ✓ 現地規格適合を目的として試作品の開発を依頼した。
 - 海外事業所（P E）A” を通じて行う活動（令和 7 年 9 月）
 - ✓ 現地規格適合を目的として製品テストの実施を依頼した。
- ・研究開発テーマB（令和 7 年 4～1 0 月、研究開発本部）
 - 洗濯機の省エネ性能の評価手法の確立を目的とする。
 - 適格研究開発費に計上される研究開発のほかに以下を行った。
 - ライセンス契約で他社から適格特許権を借受け（令和 7 年 4～1 0 月）
 - ✓ 借受けた特許権は洗濯機向けの電流測定手法に係る発明
- ・研究開発テーマC（令和 7 年 4～1 0 月、ソフトウェア事業部）
 - 使用環境に応じたモータの消費電力を推定するA I モデルの実現を目的とする。

- 完全自社開発で、他社から適格特許権等の借受け及び譲受けはない。

令和9年度における取引

※ 適格…以下を除く、事業者が主に自ら国内で行う研究開発。
 ①対象知財の譲受・借受、②海外関連者への委託、③PEにおける活動



様式 1

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項に基づく経済産業大臣の証明申請書

令和10年 3月30日

経済産業大臣 名 殿

法人番号 4000012090001
名 称 株式会社 ○○
住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1
代表者の氏名 経産 太郎

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 取引関連特許権等に関する情報（様式2のとおり）
2. 取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報（様式3のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 2

取引関連特許権等に関する情報

当社の取引関連特許権等に関する情報は、以下のとおりです。

1. 特許権

番号	特許番号	登録日	備考
1-1	特許第 XXXXXXXX 号	令和 8 年 9 月 1 日	
1-2	特許第 YYYYYYYY 号	令和 8 年 1 0 月 1 日	アメリカ合衆国
1-3	特許第 ZZZZZZZZ 号	令和 8 年 1 2 月 1 日	
1-4			
1-5			

2. 人工知能関連プログラムの著作物

番号	製作日	プログラムの名称	プログラムの概要	人工知能関連技術の活用状況	備考
2-1	令和 7 年 1 0 月 3 0 日	消費電力推定 AI モデル	AI を活用し、使用環境に応じたモータの消費電力の推定を行うプログラム	自社で独自に開発した人工知能関連技術を用いて推定を行っている	
2-2					
2-3					
2-4					
2-5					

- 様式 2 に記載した取引関連特許権等は、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものではありません。
- 様式 2 に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 「取引関連特許権等に関する情報」に関し、記載した取引関連特許権等が、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものではないことを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要

な資料の提出を求めることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 外国において設定の登録がされた特許権の特許番号を記載する場合は、備考欄に登録がされた国名を記載すること。
4. 過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等と同じものを記載する場合は、備考欄に前回証明を受けた日付及びその際の申請書中様式2における番号を記載すること。
5. 人工知能関連プログラムの製作日は、プログラムの製作が完了した日を記載すること。

様式 3

取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報

当社が様式 2 に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報は以下のとおりです。

なお、様式 2 に記載した取引関連特許権等とその特許権取得等研究開発活動との関係性は様式 3 - 1 のとおりです。(様式 2 に記載した取引関連特許権等が複数である場合に限る)

研究開発テーマ A			
実施内容及	省エネ性能の高い新型洗濯機向けのモータの開発を目的とした【研究開発プロジェクト名】を実施		
実施目的	省エネ性能の高い新型洗濯機向けのモータの開発		
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を <input checked="" type="checkbox"/> 行っている ・ <input type="checkbox"/> 行っていない		
担当部署	家電事業部		
取引関連特許権等との 関連性	本活動において、1-1 及び 1-2 に必要な主たる研究開発を実施。 また、本活動において、1-3 の登録に必要な消費電力の測定方法に係る試験を実施。		
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	なし	米国の子会社へ試作品開発を委託	中国の P E で製品テストを実施
実施目的		現地規格への適合を目的とする	現地規格への適合を目的とする
上記研究テーマとの 関連性	—	現地規格へ適合した、省エネ性能の 高い洗濯機向けモータの製造方法の 実現のために必要であったため。	現地規格へ適合した、省エネ性能の 高い洗濯機向けモータの製造方法の 実現のために必要であったため。
研究開発テーマ B			
実施内容	洗濯機の省エネ性能の評価手法の確立を目的とした【研究開発プロジェクト名】を実施		
実施目的	洗濯機の省エネ性能の評価手法の確立		
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を <input type="checkbox"/> 行っている ・ <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない		
担当部署	研究開発本部		
取引関連特許権等との 関連性	本活動において、1-3 に必要な主たる研究開発を実施。 また、2-1 に必要な教師学習において、本活動で確立した省エネ性能の評価手法を活用。		

	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	洗濯機向けの電流測定手法に係る特許について他社から借受けた。	なし	なし
実施目的	省エネ性能の評価をするため。	—	—
上記研究テーマとの関連性	省エネ性能の評価に当たって、洗濯機に特化した電流の測定手法によりデータを取得する必要があったため。	—	—
研究開発テーマC			
実施内容	使用環境に応じたモータの消費電力を推定するAIモデルの実現を目的とした【研究開発プロジェクト名】を実施		
実施目的	使用環境に応じたモータの消費電力を推定するAIモデルの実現		
実施時期	令和7年4月1日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署	ソフトウェア事業部		
取引関連特許権等との関連性	本テーマにおいて、取引されるソフトウェアそのものの開発を実施。		
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	なし	なし	なし
実施目的	—	—	—
上記研究テーマとの関連性	—	—	—

- 様式3に記載した特許権取得等研究開発活動のうち、特許権譲受等活動、海外関連者委託研究開発活動及び国外事業所等研究開発活動は、当該様式に記載しているもの以外はありません。(ただし、記載要領にのっとり、記載が必要な場合に限る。)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 「取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報」に関し、各研究開発テーマが取引関連特許権等と関連していることを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 令和9年4月1日より前に開始した事業年度における省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けようとする場合において、様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に係る研究開発費が令和7年4月1日より前に開始した事業年度において生じている場合は、各研究開発テーマにおける①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄は記載しなくて良い。
4. 前項に該当する場合を除き、様式2に記載した取引関連特許権等のうち、過去に証明を受けた際の様式3に記載した取引関連特許権等のみに関連する研究開発テーマ（過去に証明を受けた際の申請書に記載した研究開発テーマにおいて、①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄があったものに限る。）及び過去に証明を受けた際の様式3-1に記載した取引関連特許権等のみに関連する特許権等取得研究開発活動等との関係性は記載しなくて良い。

様式 3 - 1

様式 2 に記載した取引関連特許権等と特許権等取得研究開発活動等との関係性

		研究開発テーマ		
		A	B	C
取引関連特許権等	1-1	○		
	1-2	○		
	1-3	○	○	
	2-1		○	○

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 様式 2 に記載した取引関連特許権等の取得にあたり、様式 3 に記載した各研究開発テーマを実施している場合には○を記すこと。
2. 行又は列が足りない場合は、追加すること。

様式 4

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明

令和10年 4月15日

株式会社〇〇 殿

経済産業大臣 名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定により、令和10年3月30日付で申請のあった、知的財産権の活用の状況等に関する事項について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に、以下の期間において適合することを証する。

なお、知的財産権の活用の状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

適合期間： 令和9年度 ・ 年度から 年度

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式記載例：モデルケース（電機関係、2年目）

ある法人〇〇は、新たに以下の研究開発テーマから創出された、以下の特許権を取得し、取得された特許権についてライセンス契約を令和10年度に結びライセンス所得を取得した。また、初年度に申請した特許権についてはライセンス契約が令和10年度も継続しており、ライセンス所得を取得した。法人〇〇は、令和10年度もイノベーション拠点税制の適用を受けるため、経済産業省に申請書を提出した。

なお、法人〇〇は、研究開発プロジェクト単位で研究開発費等の管理を行っている。

【令和9年度で証明を受けた取引関連特許権等について】

○継続して申請。

【令和10年度で新たに証明を受けようとする取引関連特許権等について】

○特許権等について

・特許 WWWWWWW 号（以下、「1-4」という。）

- 令和9年9月1日に日本国特許庁にて登録。研究開発テーマDによって生み出された。
- 騒音の小さい洗濯機向けモータの制御手法に関する特許。

○研究開発テーマについて

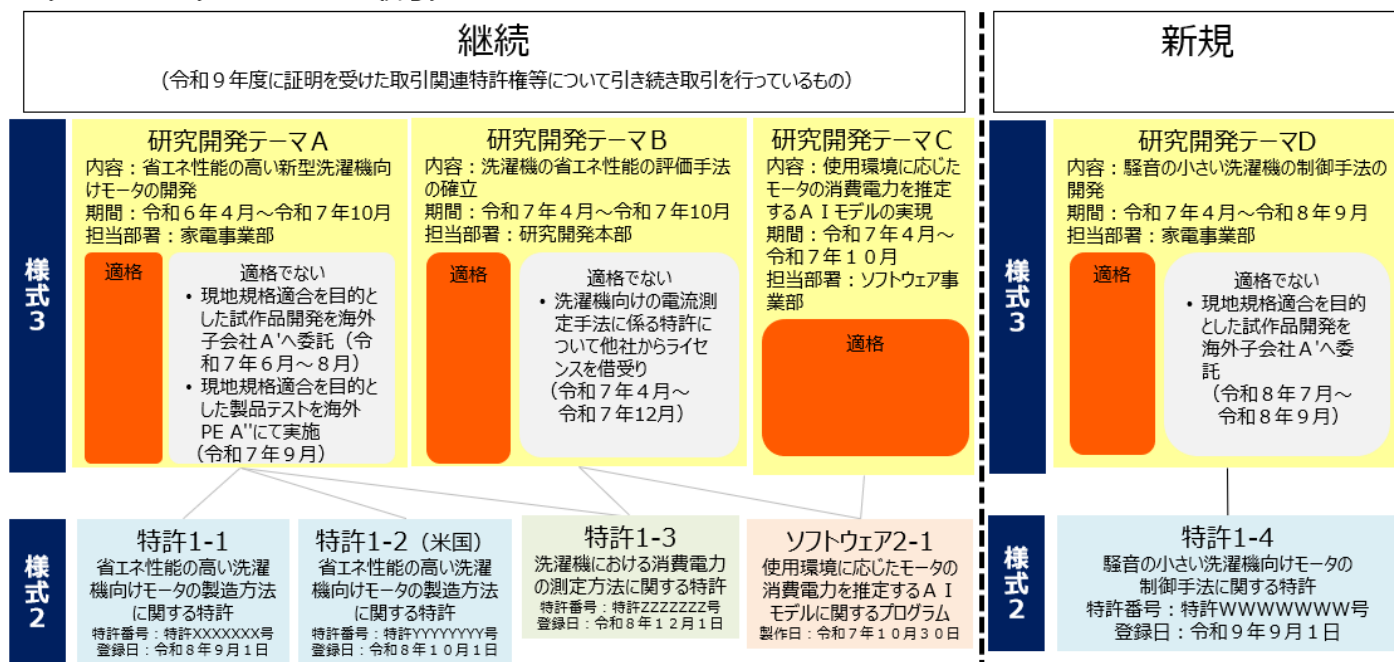
・研究開発テーマD（令和7年4月～令和8年9月、家電事業部）

- 騒音の小さい洗濯機の制御手法の開発を目的とする。
- 適格研究開発費に計上される研究開発のほかに以下を行った。
- 海外子会社A' に研究開発を委託（令和8年7～9月）
 - ✓ 現地規格適合を目的として試作品の開発を依頼した。

イメージ図

令和10年度における取引

※ 適格…以下を除く、事業者が主に自ら国内で行う研究開発。
①対象知財の譲受・借受、②海外関連者への委託、③PEにおける活動



様式 1

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項に基づく経済産業大臣の証明申請書

令和11年 3月30日

経済産業大臣 名 殿

法人番号 4000012090001
名 称 株式会社 ○○
住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1
代表者の氏名 経産 太郎

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 取引関連特許権等に関する情報（様式2のとおり）
2. 取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報（様式3のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 2

取引関連特許権等に関する情報

当社の取引関連特許権等に関する情報は、以下のとおりです。

1. 特許権

番号	特許番号	登録日	備考
1-1	特許第 XXXXXXXX 号	令和 8 年 9 月 1 日	前回証明を受けた日付：令和 1 0 年 4 月 1 5 日、前回の申請書様式 2 における番号：1-1
1-2	特許第 YYYYYYYY 号	令和 8 年 1 0 月 1 日	アメリカ合衆国、前回証明を受けた日付：令和 1 0 年 4 月 1 5 日、前回の申請書様式 2 における番号：1-2
1-3	特許第 ZZZZZZZZ 号	令和 8 年 1 2 月 1 日	前回証明を受けた日付：令和 1 0 年 4 月 1 5 日、前回の申請書様式 2 における番号：1-3
1-4	特許第 WWWWWW 号	令和 9 年 9 月 1 日	
1-5			

2. 人工知能関連プログラムの著作物

番号	製作日	プログラムの名称	プログラムの概要	人工知能関連技術の活用状況	備考
2-1	令和 7 年 1 0 月 3 0 日	消費電力推定 A I モデル	A I を活用し、使用環境に応じたモータの消費電力の推定を行うプログラム	自社で独自に開発した人工知能関連技術を用いて推定を行っている	前回証明を受けた日付：令和 1 0 年 4 月 1 5 日、前回の申請書様式 2 における番号：2-1
2-2					
2-3					
2-4					
2-5					

- 様式 2 に記載した取引関連特許権等は、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものではありません。
- 様式 2 に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 「取引関連特許権等に関する情報」に関し、記載した取引関連特許権等が、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものではないことを証する書類等、経済産業大臣より追加が必要な資料の提出を求めることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 外国において設定の登録がされた特許権の特許番号を記載する場合は、備考欄に登録がされた国名を記載すること。
4. 過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等と同じものを記載する場合は、備考欄に前回証明を受けた日付及びその際の申請書中様式2における番号を記載すること。
5. 人工知能関連プログラムの製作日は、プログラムの製作が完了した日を記載すること。

様式 3

取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報

当社が様式 2 に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報は以下のとおりです。

なお、様式 2 に記載した取引関連特許権等とその特許権取得等研究開発活動との関係性は様式 3 - 1 のとおりです。(様式 2 に記載した取引関連特許権等が複数である場合に限る)

研究開発テーマD			
実施内容	騒音の小さい洗濯機の制御手法の開発を目的とした【研究開発プロジェクト名】を実施。		
実施目的	騒音の小さい洗濯機の制御手法の開発をするため		
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署	家電事業部		
取引関連特許権等との関連性	本活動において、1-4 に必要な主たる研究開発を実施。		
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	なし	米国の子会社へ試作品開発を委託	なし
実施目的	—	現地規格への適合を目的とする	—
上記研究テーマとの関連性	—	現地規格へ適合した、騒音の小さい洗濯機の制御手法の実現のために必要であったため。	—

- 様式 3 に記載した特許権取得等研究開発活動のうち、特許権譲受等活動、海外関連者委託研究開発活動及び国外事業所等研究開発活動は、当該様式に記載しているもの以外はありません。(ただし、記載要領にのっとり、記載が必要な場合に限る。)

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 「取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報」に関し、各研究開発テーマが取引関連特許権等と関連していることを

証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 令和9年4月1日より前に開始した事業年度における省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けようとする場合において、様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に係る研究開発費が令和7年4月1日より前に開始した事業年度において生じている場合は、各研究開発テーマにおける①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄は記載しなくて良い。
4. 前項に該当する場合を除き、様式2に記載した取引関連特許権等のうち、過去に証明を受けた際の様式3に記載した取引関連特許権等のみに関連する研究開発テーマ（過去に証明を受けた際の申請書に記載した研究開発テーマにおいて、①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄があったものに限る。）及び過去に証明を受けた際の様式3-1に記載した取引関連特許権等のみに関連する特許権等取得研究開発活動等との関係性は記載しなくて良い。

様式 3 - 1

様式 2 に記載した取引関連特許権等と特許権等取得研究開発活動等との関係性

		研究開発テーマ		
		D		
取引関連特許権等	1-4	○		

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 様式 2 に記載した取引関連特許権等の取得にあたり、様式 3 に記載した各研究開発テーマを実施している場合には○を記すこと。
2. 行又は列が足りない場合は、追加すること。

様式 4

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明

令和11年 4月15日

株式会社〇〇 殿

経済産業大臣 名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定により、令和11年3月30日付で申請のあった、知的財産権の活用の状況等に関する事項について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に、以下の期間において適合することを証する。

なお、知的財産権の活用の状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

適合期間： 年度 ・ 令和9年度から令和10年度

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式記載例：モデルケース（食品関係、初年度）

ある法人〇〇は、以下の研究開発テーマから創出された、以下の特許権を取得し、取得された特許権の一部についてライセンス契約を令和9年度に結びライセンス所得を取得した。また、取得された特許権の一部について譲渡契約を令和9年度に結び譲渡所得を取得した。法人〇〇は、当該ライセンス所得及び譲渡所得についてイノベーション拠点税制の適用を受けるため、経済産業省に申請書を提出した。

なお、法人〇〇は、研究開発プロジェクト単位で研究開発費等の管理を行っている。

○特許権等について

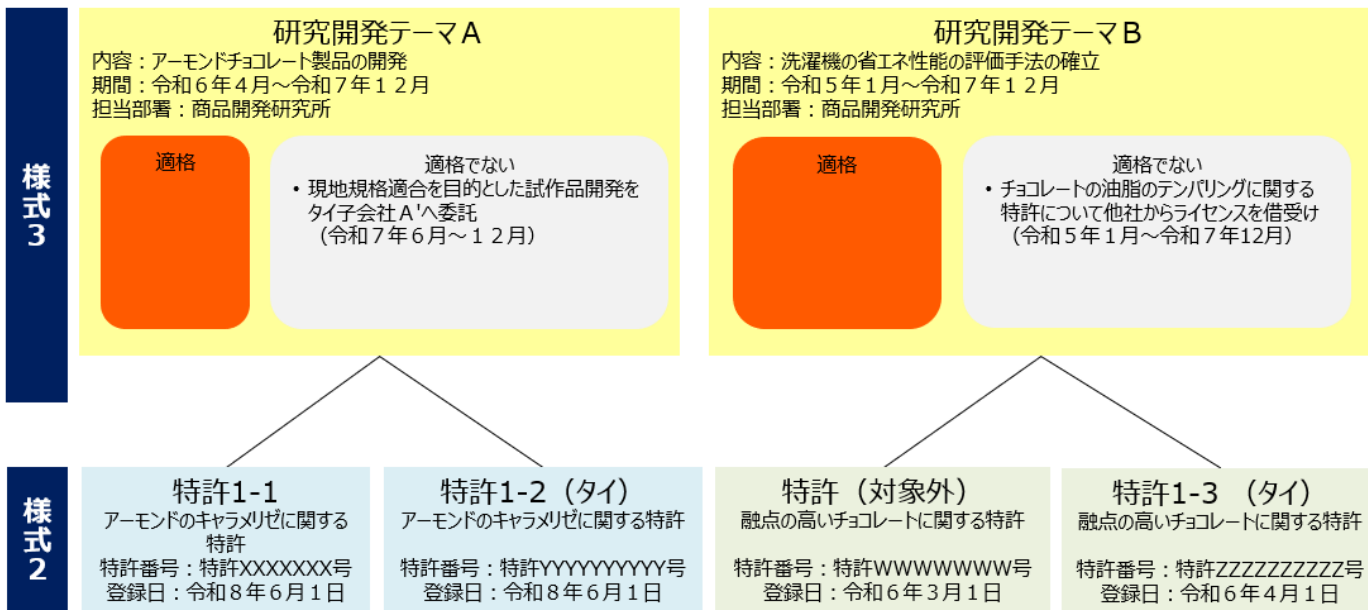
- ・特許 XXXXXXXX 号（以下、「1-1」という。）
 - 令和8年6月1日に日本国特許庁にて登録。
 - 研究開発テーマAによって生み出された。
 - アーモンドのキャラメリゼに関する特許。
- ・特許 YYYYYYYYYY 号（以下、「1-2」という。）
 - 令和8年6月1日にタイ知的財産局にて登録。
 - 研究開発テーマAによって生み出された。
 - アーモンドのキャラメリゼに関する特許。
- ・特許 WWWWWWWW 号（対象外）
 - 令和6年3月1日に日本国特許庁にて登録。
 - 研究開発テーマBによって生み出された。
 - 融点の高いチョコレートに関する特許。
- ・特許 ZZZZZZZZZZ 号（以下、「1-3」という。）
 - 令和6年4月1日にタイ知的財産局にて登録。
 - 研究開発テーマBによって生み出された。
 - 融点の高いチョコレートに関する特許。

○研究開発テーマについて

- ・研究開発テーマA（令和6年4月～令和7年12月、商品開発研究所）
 - アーモンドチョコレートの新商品製造を目的とする。
 - 適格研究開発費に計上される研究開発のほかに以下を行った。
 - タイ子会社A' に研究開発を委託（令和7年6～12月）
 - ✓ 現地規格適合を目的として試作品の開発を依頼した。
- ・研究開発テーマB（令和5年1月～令和7年12月、商品開発研究所）
 - 高温でも溶けにくい融点の高いチョコレートの開発を目的とする。
 - 適格研究開発費に計上される研究開発のほかに以下を行った。
 - ライセンス契約で他社から適格特許権を借受け（令和7年4～10月）
 - ✓ 借受けた特許権はチョコレート油脂のテンパリングに係る発明

令和9年度における取引

※ 適格…以下を除く、事業者が主に自ら国内で行う研究開発。
 ①対象知財の譲受・借受、②海外関連者への委託、③PEにおける活動



様式 1

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項に基づく経済産業大臣の証明申請書

令和10年 3月30日

経済産業大臣 名 殿

法人番号 4000012090001
名 称 株式会社 ○○
住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1
代表者の氏名 経産 太郎

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 取引関連特許権等に関する情報（様式2のとおり）
2. 取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報（様式3のとおり）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 2

取引関連特許権等に関する情報

当社の取引関連特許権等に関する情報は、以下のとおりです。

1. 特許権

番号	特許番号	登録日	備考
1-1	特許第 XXXXXXXX 号	令和 8 年 6 月 1 日	
1-2	特許第 YYYYYYYYYY 号	令和 8 年 6 月 1 日	タイ
1-3	特許第 ZZZZZZZZZZ 号	令和 6 年 4 月 1 日	タイ
1-4			
1-5			

2. 人工知能関連プログラムの著作物

番号	製作日	プログラムの名称	プログラムの概要	人工知能関連技術の活用状況	備考
2-1					
2-2					
2-3					
2-4					
2-5					

- 様式 2 に記載した取引関連特許権等は、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものではありません。
- 様式 2 に記載した取引関連特許権等以外の取引関連特許権等について、所得の金額が零に満たない取引が行われているものではありません。

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 「取引関連特許権等に関する情報」に関し、記載した取引関連特許権等が、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されることを目的に取得又は製作をされたものではないことを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

（記載要領）

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 外国において設定の登録がされた特許権の特許番号を記載する場合は、備考欄に登録がされた

国名を記載すること。

4. 過去に証明を受けた際の申請書に記載した取引関連特許権等と同じものを記載する場合は、備考欄に前回証明を受けた日付及びその際の申請書中様式2における番号を記載すること。
5. 人工知能関連プログラムの製作日は、プログラムの製作が完了した日を記載すること。

様式 3

取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報

当社が様式 2 に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報は以下のとおりです。

なお、様式 2 に記載した取引関連特許権等とその特許権取得等研究開発活動との関係性は様式 3 - 1 のとおりです。(様式 2 に記載した取引関連特許権等が複数である場合に限る)

研究開発テーマ A			
実施内容	アーモンドチョコレートの新商品製造を目的とした【研究開発プロジェクト名】を実施		
実施目的	アーモンドチョコレートの新商品製造		
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を 行っている ・ 行っていない		
担当部署	商品開発研究所		
取引関連特許権等との 関連性	本活動において、1-1 及び 1-2 に必要な主たる研究開発を実施。		
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	なし	タイの子会社へ試作品開発を委託	なし
実施目的	—	現地規格への適合を目的とする	—
上記研究テーマとの 関連性	—	現地規格へ適合した製造方法の確立 及びマーケティングのために必要で あったため。	—
研究開発テーマ B			
実施内容	高温でも溶けにくい融点の高いチョコレートの開発を目的とした【研究開発プロジェクト名】を実施		
実施目的	高温でも溶けにくい融点の高いチョコレートの開発		
実施時期	令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に研究開発活動を 行っている ・ 行っていない		
担当部署	商品開発研究所		
取引関連特許権等との 関連性	本活動において、1-3 に必要な主たる研究開発を実施。		

	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容	チョコレート油脂のテンパリングに関する特許について他社から借受けた。	なし	なし
実施目的	チョコレート中の油脂組成の検証のため	—	—
上記研究テーマとの関連性	チョコレート中の油脂組成について検証する必要があったため。	—	—
研究開発テーマC			
実施内容及びその目的			
実施時期	令和7年4月1日より前に開始した事業年度に研究開発活動を行っている ・ 行っていない		
担当部署			
取引関連特許権等との関連性			
	① 特許権譲受等活動	② 海外関連者委託研究開発活動	③ 国外事業所等研究開発活動
実施内容及びその目的			
上記研究テーマとの関連性			

- 様式3に記載した特許権取得等研究開発活動のうち、特許権譲受等活動、海外関連者委託研究開発活動及び国外事業所等研究開発活動は、当該様式に記載しているもの以外はありません。(ただし、記載要領にのっとり、記載が必要な場合に限る。)

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 「取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に関する情報」に関し、各研究開発テーマが取引関連特許権等と関連していることを証する書類等、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 行が足りない場合は、追加すること。
3. 令和9年4月1日より前に開始した事業年度における省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けようとする場合において、様式2に記載した取引関連特許権等における特許権取得等研究開発活動に係る研究開発費が令和7年4月1日より前に開始した事業年度において生じている場合は、各研究開発テーマにおける①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄は記載しなくて良い。
4. 前項に該当する場合を除き、様式2に記載した取引関連特許権等のうち、過去に証明を受けた際の様式3に記載した取引関連特許権等のみに関連する研究開発テーマ（過去に証明を受けた際の申請書に記載した研究開発テーマにおいて、①特許権譲受等活動、②海外関連者委託研究開発活動、③国外事業所等研究開発活動に係る欄があったものに限る。）及び過去に証明を受けた際の様式3-1に記載した取引関連特許権等のみに関連する特許権等取得研究開発活動等との関係性は記載しなくて良い。

様式 3 - 1

様式 2 に記載した取引関連特許権等と特許権等取得研究開発活動等との関係性

		研究開発テーマ	
		A	B
取引関連特許権等	1-1	○	
	1-2	○	
	1-3		○

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 様式 2 に記載した取引関連特許権等の取得にあたり、様式 3 に記載した各研究開発テーマを実施している場合には○を記すこと。
2. 行又は列が足りない場合は、追加すること。

様式 4

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明

令和10年 4月15日

株式会社〇〇 殿

経済産業大臣 名

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第五条第一項の規定により、令和10年3月30日付で申請のあった、知的財産権の活用の状況等に関する事項について、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第三に規定する基準に、以下の期間において適合することを証する。

なお、知的財産権の活用の状況等に関する事項のうち、事業者の取引関連特許権等、特許権取得等研究開発活動、取引関連特許権等の活用状況については別紙のとおりである。

適合期間： 令和9年度 ・ 年度から 年度

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

Ⅶ. 関連法令

イノベーション拠点税制に関する各法令の参照先は以下のとおりとなります。

※WEB 上にて最新の改正が反映されるまでには、一定の時間がかかる場合がございますので、
各法令を参照する際は施行日等もあわせてご確認ください。

■租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第59条の3

（条文）

https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000026/20250401_506AC0000000008

■租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

第35条の3

（条文）

https://laws.e-gov.go.jp/law/332C00000000043/20250401_506C00000000213#Mp-Ch_3-Se_3_3

■租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

第21条の17の2

（条文）

公布後に URL 掲載予定

■産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

第21条の17

（条文）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

■産競法調査省令（令和〇年経済産業省令〇号）

（本文）

公布後に URL 掲載予定

■産競法に基づく調査告示（令和〇年経済産業省告示〇号）

（本文）

公布後に URL 掲載予定

VIII. 問合せ先

■税務申告について

以下の URL（国税に関するご相談について）をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm>

■本ガイドラインについて

経済産業省 イノベーション・環境局

研究開発課

03-3501-9221

■本税制における AI 関連のプログラムの著作物について

経済産業省 商務情報政策局

情報産業課 情報処理基盤産業室

03-3501-6944